# 大矢遺跡保存活用計画書

2016年

天草市教育委員会

昭和 29 年（1954）撮影、大矢遺跡および周辺の状況

大矢遺跡及び周辺の現況（平成 27 年 9 月撮影）

# 序　　文

熊本県天草市は、有明海、八代海（不知火海）、東シナ海の３つの海に囲まれ、大小１２０以上の島からなる天草諸島の中心に位置しています。市域は熊本県土面積の約１０％を占め、その約８割が山岳・農地であり、豊かな山海の恵みの中で、古代より豊かな自然の恩恵を受けて生活の営みと文化が育まれてきました。

大矢遺跡は、旧本渡市史編纂事業の一環として試掘調査を実施し、平成７年３月に遺跡の一部ではありますが熊本県史跡指定を受けました本市を代表する縄文時代遺跡です。

今回の保存活用計画書は、大矢遺跡の価値を改めて明らかにし、この貴重な遺跡を確実に次世代へ「守り伝える」ための指針等を示したものです。天草の大切な宝である歴史遺産を、市民の皆様のご理解とご協力のもと、適切に保存・活用していくことが、現代に生きる私たちの使命です。

最後になりましたが、本計画書の策定にあたって、保存管理計画策定検討委員会委員の皆様をはじめ、熊本県教育委員会から多大なるご指導、ご助力を賜りました。この場を借りて心からお礼申し上げます。

平成28年2月

天草市教育委員会
教育長　　石井　二三男

# 例　　言

1．本書は、熊本県天草市本渡町広瀬に所在する熊本県指定史跡「大矢遺跡」及び指定地以外の大矢遺跡埋蔵文化財包蔵地を対象とした保存管理の基本的方針であり、同時に将来的な整備活用の基本的方針を付記している。

2．大矢遺跡保存活用計画策定は、天草市教育委員会が平成26年度・27年度の2カ年をかけて実施した。

3．策定にかかる事務は、天草市観光文化部文化課が担当した。

4．計画の策定に当たっては、熊本県教育庁教育総務局文化課の指導・助言を得るとともに、大矢遺跡保存管理計画策定検討委員会において検討を行い、指導を得た。

5．本書の執筆・編集は、同委員会の協議結果を踏まえ、主に松本博幸（天草市観光文化部文化課）が担当し、同委員会に監修していただいた。ただし、第2章第3節～第6節については、山崎純男委員長に玉稿を賜った。記して感謝申し上げたい。

6．本書に掲載・提示した大矢遺跡の範囲については、あくまで本書作成時点での想定範囲であり、確定線ではない。本書中でも述べているが、今後、埋蔵文化財確認調査等を実施して遺跡範囲確定作業を行う必要があるものであることを了解願いたい。

目　次

○序　文
○例　言

第１章　大矢遺跡保存活用計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１．計画策定に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２．計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３．本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４．計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　５．委員会の設置と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２章　大矢遺跡の概要と価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　１．指定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２．法規制の設定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　　（１）熊本県文化財保護条例に基づく県史跡指定地・・・・・・・・１３
　　（２）文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地・・・・・・・・・・１３
　　（３）都市計画における用途地域・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　　（４）景観条例に基づく行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　　（５）防災上の参考範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　３．大矢遺跡の地理的・歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　（１）大矢遺跡の地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　（２）大矢遺跡の歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　（３）天草の縄文時代遺跡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　４．大矢遺跡の調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　５．大矢遺跡の調査成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　６．大矢遺跡の価値と評価（意義）　・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第３章　保存管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　１．保存管理の基本的方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　　（１）大矢遺跡の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　　（２）現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　２．大矢遺跡の保存管理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
　３．熊本県史跡指定地の現状変更の取り扱い・・・・・・・・・・・・・３１

（１） 現状変更の取り扱いに関する基本的事項・・・・・・・・・３１
（２） 熊本県文化財保護条例に基づく現状変更の許可区分・・・３２
（３） 現状変更の取り扱い方針・・・・・・・・・・・・・・・３３
４．埋蔵文化財包蔵地内の対応方針・・・・・・・・・・・・・・・３４

第４章　整備・活用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
１．整備・活用の基本的方向性・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（１） 整備・活用の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（２） 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２．整備・活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

第５章　運営・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
１．基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２．現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
３．体制整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（１） 天草市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（２） 専門家指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

第６章　今後の取り組みと課題・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
１．遺跡の周知化の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（１） 周知化の取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２） 今後の取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・４２
①市ホームページを活用した遺跡情報の発信・・・・・・・４２
②現地説明板・道路案内板の整備・・・・・・・・・・・・４２
③市博物館施設における出土遺物の活用・・・・・・・・・４２
④市外への周知～“出前特別展事業”～・・・・・・・・・４２
⑤シンポジウム・講演会・各種講座の開催・・・・・・・・４３
⑥出前授業の実施と展開・・・・・・・・・・・・・・・・４３
⑦観光施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
２．「天草の縄文時代遺跡群（仮称）」の取り組みについて・・・・４４

附編　関連資料

# 第１章

# 大矢遺跡保存活用計画の概要

# 第１章　大矢遺跡保存活用計画の概要

## 1. 計画策定に至る経緯

天草市の中心市街地である本渡町広瀬に所在する大矢遺跡は、平成元年に旧本渡市史編纂事業の一環として試掘調査が行われ、質・量ともに豊富な遺物が出土し、新聞等のマスコミ報道で大きく取り上げられ、注目を浴びた。その後、平成4年に実施された第2次調査は、遺跡の範囲確認を主目的とする確認調査であったが、2回にわたる発掘調査の結果、天草有数の大規模な縄文時代遺跡であることが確認され、歴史的な重要性から、遺跡の一部について保存が決定した。平成5年に遺跡の一部（823 ㎡）が旧本渡市指定史跡となり、同地を市単独事業により公有地化。平成7年には市指定地を含む2865 ㎡が熊本県史跡指定を受け、同時に、出土遺物の一部も熊本県指定重要文化財(考古資料)の指定を受けている。翌平成8年には県指定地のうち、364 ㎡が公有地化された。

旧本渡市では、遺跡範囲内の用地購入、遺跡の保存・整備・活用の長期計画作成を目的として平成5年9月に「大矢遺跡保存整備事業」を事業決定。その後、平成6年6月に、遺跡の保護と公園整備実施のため「大矢遺跡保存整備公園事業計画」を作成したが、平成8年以降、諸々の事情により計画は実行されないまま現在に至っている。大矢遺跡は市街地にあるものの、所在地付近は個人住宅街であり、都市計画においても居住区域として設定されているため、大規模な開発行為にさらされることはなかったものの、個人住宅建築等と遺跡保護の調整が行われてきた。また、発掘調査が実施され、史跡指定後20年を経た現在、調査当時を知る関係者や地権者は少なくなり、地権者においても世代交代がすすみ、大矢遺跡の保存管理の在り方と将来的な展望について、天草市の一貫した方針を打ち出し、地権者及び周辺住民、市民へ示す必要性が求められるようになった。

その一方で、大矢遺跡出土遺物の研究から遺跡の評価と価値は日増しに高まり、考古学関係者間では遺跡の適切な保存と国史跡指定への取り組みを期待する声も上がってきた。

このように、大矢遺跡の価値が次第に明らかとなり、天草の縄文時代を代表する遺跡としての重要性から、天草市として遺跡を次世代へ継承するため、保存管理計画を策定し、並びに、将来的を見据えた整備活用の基本方針を示すものである。

## ２．計画策定の目的

大矢遺跡保存活用計画（以下、「本計画」とする。）は、熊本県史跡指定地を含む、大矢遺跡の適切な保存・活用を行い、その価値を次世代へと継承することを目的として、保存管理と活用を実行するための行政上の指針を定めるものである。

大矢遺跡は、遺跡の中心部付近に当たると想定される、遺跡の一部分のみが指定されているため、史跡周辺には遺跡本来の拡がりがある。大矢遺跡所在地は住宅街として土地利用されており、遺跡の本質的価値を損なうことなく次世代に継承するためには、開発行為と適切な調整を行い、大矢遺跡の適切な保存管理と活用、積極的な周知化を図り、県史跡指定地を含む大矢遺跡全体の保存管理を図れるよう努める必要がある。あわせて、天草の縄文時代を代表する遺跡であり、歴史学習やまちづくり、観光振興等に寄与する地域資源として公開活用するため、整備の基本的な方針も含めて提示する。

本計画を天草市における行政上の指針とすることによって、天草市と関係者の協力のもと、大矢遺跡における調査研究や文化財保護の万全を期するものである。

## ３．本計画の位置づけ

平成18年3月27日に2市8町が合併して誕生した天草市では、平成27年3月に「第2次天草市総合計画」を、平成27年度から平成34年度の8年間を計画対象期間として策定した。第2次総合計画ではまちづくりの基本理念として「人が輝き　活力あふれる　日本の宝島“天草”」をかかげ、基本理念に基づく5つのまちの将来像のうち、文化・文化財行政は「文化を育み人が輝くまち」に位置づけられ、基本構想を実現するための指針である「前期基本計画」（平成27年度から平成30年度）では、「歴史と文化の薫り高い魅力あふれる観光のまちづくり」に「本市の特長である歴史文化遺産、伝統文化等を大切にし、市民の郷土愛やコミュニティ意識を醸成していくため、市民と行政が一体となって、これらの貴重な資源の保存・継承・活用に努め、歴史と文化の薫り高いまちづくりを目指す」、「地域固有の歴史と文化を生かした観光資源を発掘・整備」するとうたわれている。

これに対応して平成27年3月に策定された「第2次天草市文化振興計画」では、「文化遺産の継承と活用」において文化財の保存と活用を盛り込み、天草市文化行政の基本計画としている。

本計画は、これらの上位計画に基づき、大矢遺跡の保存と活用について天草市が行う基本計画となる。

## ４．計画の対象範囲

前項でも述べたとおり、県指定史跡大矢遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図登録されている大矢遺跡の一部である。史跡指定地周辺には、遺跡本来の拡がりがあると推定されるので、大矢遺跡を本質的に理解し、次世代へ継承する文化遺産として保存活用するためには、史跡地周辺の埋蔵文化財包蔵地の保護と、継続した調査による遺跡範囲の確定及び構造の把握が必要となる。

このことから、本計画では、県史跡指定地と周辺の埋蔵文化財包蔵地を含めた範囲を対象として取り扱う。

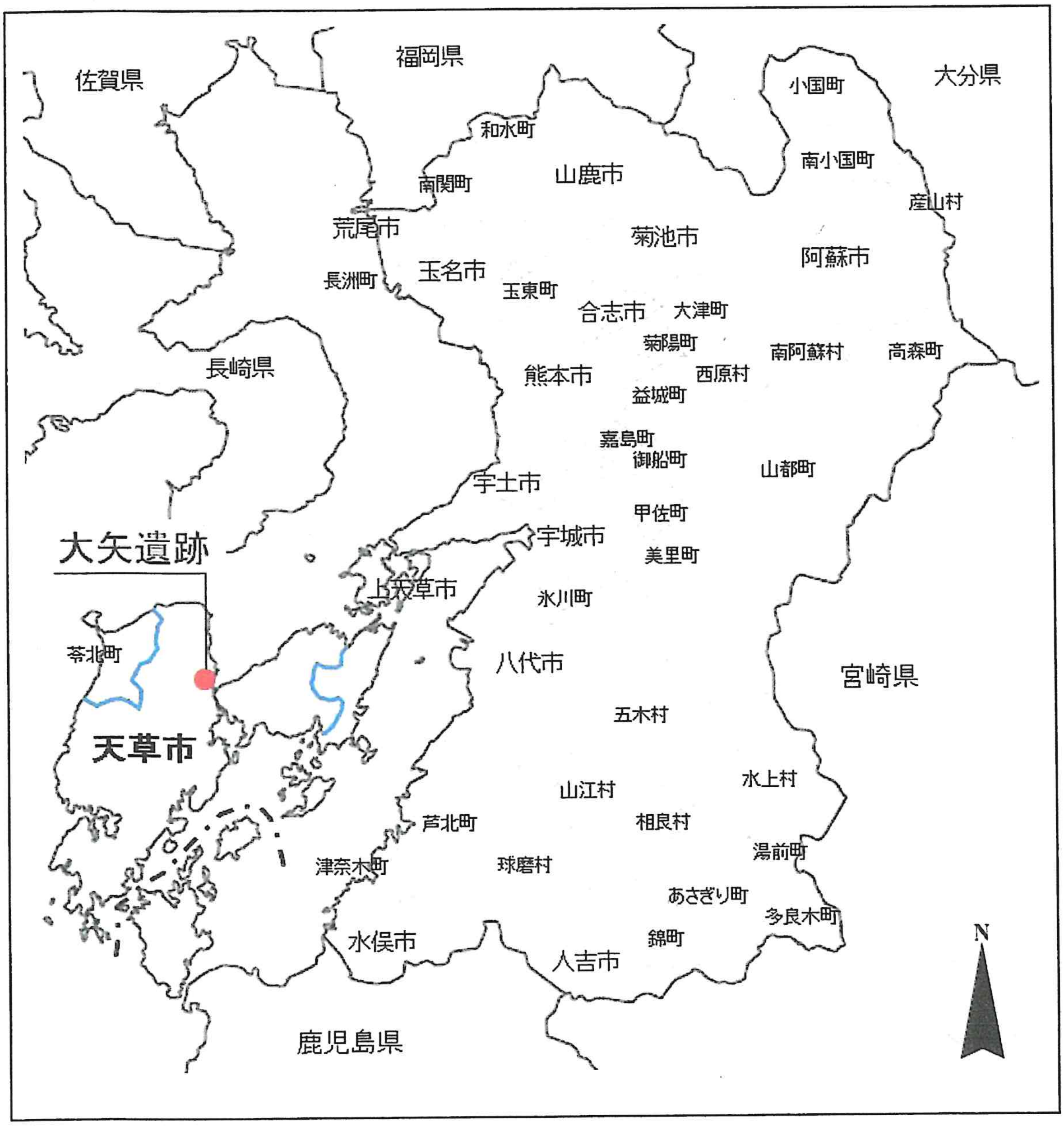


図１　大矢遺跡の位置

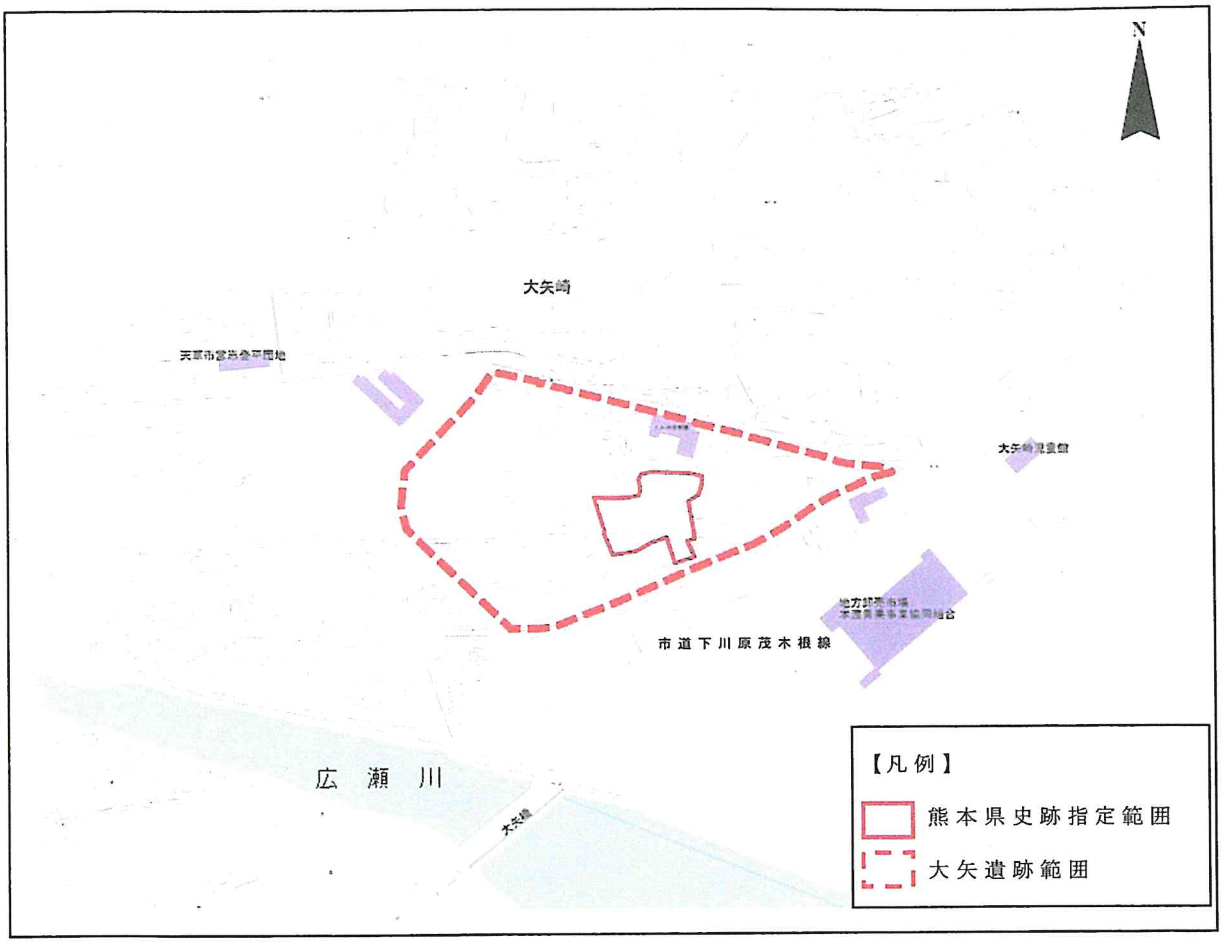


図２　大矢遺跡の史跡指定範囲と埋蔵文化財包蔵地範囲

※大矢遺跡の埋蔵文化財包蔵地範囲（青線部）は本書作成時点における推定範囲であり、確定範囲ではない。

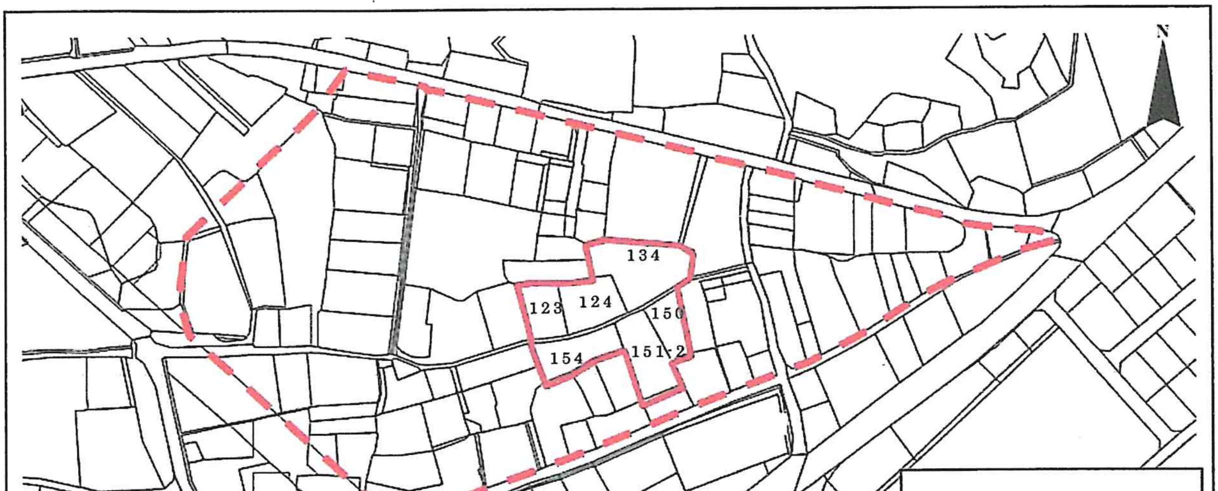


図３　大矢遺跡史跡指定範囲と埋蔵文化財包蔵地範囲（地籍）

## ５．委員会の設置と経過

県指定史跡を含む大矢遺跡の保存活用計画策定にあたっては、学識経験者及び地元代表者等で構成される「大矢遺跡保存管理計画策定検討委員会」を組織し、検討を行った。委員会の構成及びその開催履歴、検討内容は以下のとおりである。

大矢遺跡保存管理計画策定検討委員会

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 山崎 | 純男 | 高麗大学校研究教授（考古学） |
| 副委員長 | 小畑 | 弘己 | 熊本大学文学部教授（考古学） |
| 委員 | 甲元 | 眞之 | 熊本大学名誉教授（考古学） |
| | 川嵜 | 富人 | 天草市文化財保護審議会会長 |
| | 金子 | 幸人 | 天草市行政区長（大矢崎区） |
| | 奈良﨑 | 孝一郎 | 社会福祉法人敬信会大矢崎保育園理事長・園長 |
| オブザーバー | 村﨑 | 孝宏 | 熊本県教育庁教育総務局文化課主幹兼文化財調査第一係長（～2015年3月） |
| | 長谷部 | 善一 | 熊本県教育庁教育総務局文化課主幹兼文化財調査第一係長（2015年4月～） |
| | 木庭 | 真由子 | 熊本県教育庁教育総務局文化課　主任学芸員 |
| 事務局 | 井手尾 | 信幸 | 天草市観光文化部長 |
| | 山本 | 智保子 | 天草市観光文化部文化課　課長（～2015年3月） |
| | 山本 | 幸伸 | 天草市観光文化部文化課　課長（2015年4月～） |
| | 福本 | 英樹 | 天草市観光文化部文化課　課長補佐（～2015年3月） |
| | 赤星 | 潤一 | 天草市観光文化部文化課　文化振興係長（2015年4月～） |
| | 松本 | 博幸 | 天草市観光文化部文化課　主任 |
| | 中山 | 圭 | 天草市観光文化部文化課　主査 |

大矢遺跡保存管理計画策定検討委員会の経過

| 開催日 | 種　別 | 主な検討事項 |
|---|---|---|
| 平成26年11月27日 | 第1回<br>検討委員会 | ○委嘱状交付<br>○委員会設置趣旨説明<br>○史跡大矢遺跡及び天草市立本渡歴史民俗資料館（出土品展示）視察<br>○保存管理及び活用における現状と問題点の抽出、整理 |
| 平成27年3月11日～12日 | 第2回<br>検討委員会 | ○第1回委員会意見の整理<br>○大矢遺跡所在地に関する法規制等<br>○大矢遺跡の周知化について<br>○保存活用計画書目次（案）についての検討<br>○天草市内の関連縄文時代遺跡現地視察（沖の原遺跡、一尾貝塚） |
| 平成27年5月27日 | 第3回<br>検討委員会 | ○第2回委員会の内容と意見に関する検討<br>○保存活用計画書原案の検討<br>○天草市内の関連縄文時代現地視察（椎の木崎遺跡、浜ノ洲遺跡） |
| 平成27年7月23日 | 第4回<br>検討委員会 | ○第3回委員会の内容と意見に関する検討<br>○目次（章立て）の変更について<br>○保存活用計画書第2案の検討 |
| 平成27年9月10日 | 第5回<br>検討委員会 | ○保存活用計画書第3案の検討<br>○今後の進め方について |

# 第２章

# 大矢遺跡の概要と価値

# 第２章　大矢遺跡の概要と価値

## １．指定の経過

大矢遺跡は、2次にわたる発掘調査後、遺跡の一部が市及び県の史跡として指定され、また、出土品の一部が考古資料として文化財指定されている。文化財指定の経過と指定内容は以下のとおりである。

【市指定】

指定名称：大矢遺跡
所　在　地：本渡市本渡町広瀬字大矢１３４番　　８２３㎡
指定年月日：平成５年２月２２日
告示番号：本渡市教育委員会告示第５号
指定番号：第５５号
※県史跡指定を受けた際、平成７年４月２４日付け指定解除

【県指定】

指定名称：大矢遺跡

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所　在　地： | 本渡市本渡町広瀬字大矢 | １２３番 | ３６４㎡ |
| | 〃 | １２４番 | ４５６㎡ |
| | 〃 | １３４番 | ８２３㎡ |
| | 本渡市本渡町広瀬字下友 | １５０番 | ２９７㎡ |
| | 〃 | １５１番２ | ５０３㎡ |
| | 〃 | １５４番 | ４２２㎡ |
| | | 総面積 | ２，８６５㎡ |

指定年月日：平成７年３月１５日
告示番号：熊本県教育委員会告示第４号
答申理由：熊本県文化財指定及び選定基準の第４　史跡（２）に該当。

○熊本県文化財指定時の遺跡説明

大矢遺跡は、本渡市北部の広瀬川河口左岸に形成された海抜2.5～3mの砂丘上にある。遺跡の範囲は約10,000㎡に及び、主に縄文時代前期から後期初頭の遺物を包含し、一部に縄文時代晩期の包含層がある。

今回の指定範囲は、同意のあった2,865㎡である。

本遺跡は、平成元年に市史編纂のための小規模発掘と平成４年に遺跡範囲確認調査が実施された。これにより約10,000点の遺物が出土した。

その主なものは、土偶・獣形土製品・岩偶・石製結合釣針の軸部・スタンプ形土製品・摺切り具・石銛（いしもり）などである。これらの遺物は、大陸や東日本の文化が複雑に影響していることを示すものである。

我が国の縄文時代の研究に欠かすことのできない学術的に貴重な遺物を包蔵した遺跡で、指定に値するものである。

指 定 名 称：大矢遺跡出土品
種　　別：重要文化財（考古資料）
所 在 地：本渡市今釜新町３７０６　本渡市立歴史民俗資料館
指定年月日：平成７年３月１５日
告 示 番 号：熊本県教育委員会告示第４号
指 定 番 号：考第８号
数　　量：５５点
答 申 理 由：熊本県文化財指定及び選定基準の第１重要文化財　４考古資料（２）アに該当。

○熊本県文化財指定時の遺跡説明

大矢遺跡は、本渡市北部の広瀬川河口左岸に形成された海抜 2.5～3m の砂丘上にある。遺跡の範囲は約 1ha に及び、主に縄文時代前期から後期初頭の遺物を包含し、一部に縄文時代晩期の包含層がある。

平成元年に市史編纂のための小規模発掘と平成 4 年に範囲確認調査が実施された。これにより約 10,000 点の遺物が出土したが、この内の特に重要と認められる遺物 55 点が今回の指定対象である。

その内訳は、別表のとおりである。

いずれも他の地域との交流を示す遺物である。縄文時代中期のスタンプ形土製品や蛇の装飾ある土器は、東日本の縄文遺物を代表するものであり、その形や胎土から搬入品とみられている。黒曜石の原石は、西北九州産と見られる。

縄文時代中期末の獣形土製品や後期初頭の土偶や岩偶など、いずれも東日本との関係を示す遺物である。

擦切り具は、シベリアに源をもつ石器で、朝鮮半島を経て九州に入ったもので、技術伝播の状況をうかがわせる遺物である。

また、縄文後期初頭とみられる石製結合釣針の軸部は、我が国で初めて出土したもので、朝鮮半島との交流を示す貴重な遺物であり、組合せ石銛の銛

| | 品　　名 | 時　　代 | 石質 | 点数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 蛇の装飾ある土器片 | 縄文時代中期 | — | 1 |
| 2 | スタンプ形土製品 | 縄文時代中期 | — | 1 |
| 3 | 組合せ石銛の銛頭 | 縄文時代中期 | 黒曜石・古銅輝石安山岩 | 2 |
| 4 | 黒曜石原石と石片 | 縄文時代中期 | 黒曜石 | 42 |
| 5 | 獣形土製品 | 縄文時代中期末 | — | 1 |
| 6 | 土偶 | 縄文時代後期初頭 | — | 1 |
| 7 | 岩偶 | 縄文時代後期初頭 | 砂岩 | 1 |
| 8 | 石製結合釣針の軸部 | 縄文時代後期初頭 | 頁岩 | 1 |
| 9 | 擦切り具 | 縄文時代後期初頭 | 硬砂岩・砂岩 | 3 |
| 10 | 組合せ石銛の銛頭 | 縄文時代後期 | 古銅輝石安山岩 | 2 |
| 合　　計 | | | | 55 |

県指定重要文化財大矢遺跡出土品　一覧

図４　県指定重要文化財大矢遺跡出土品写真（黒曜石原石）

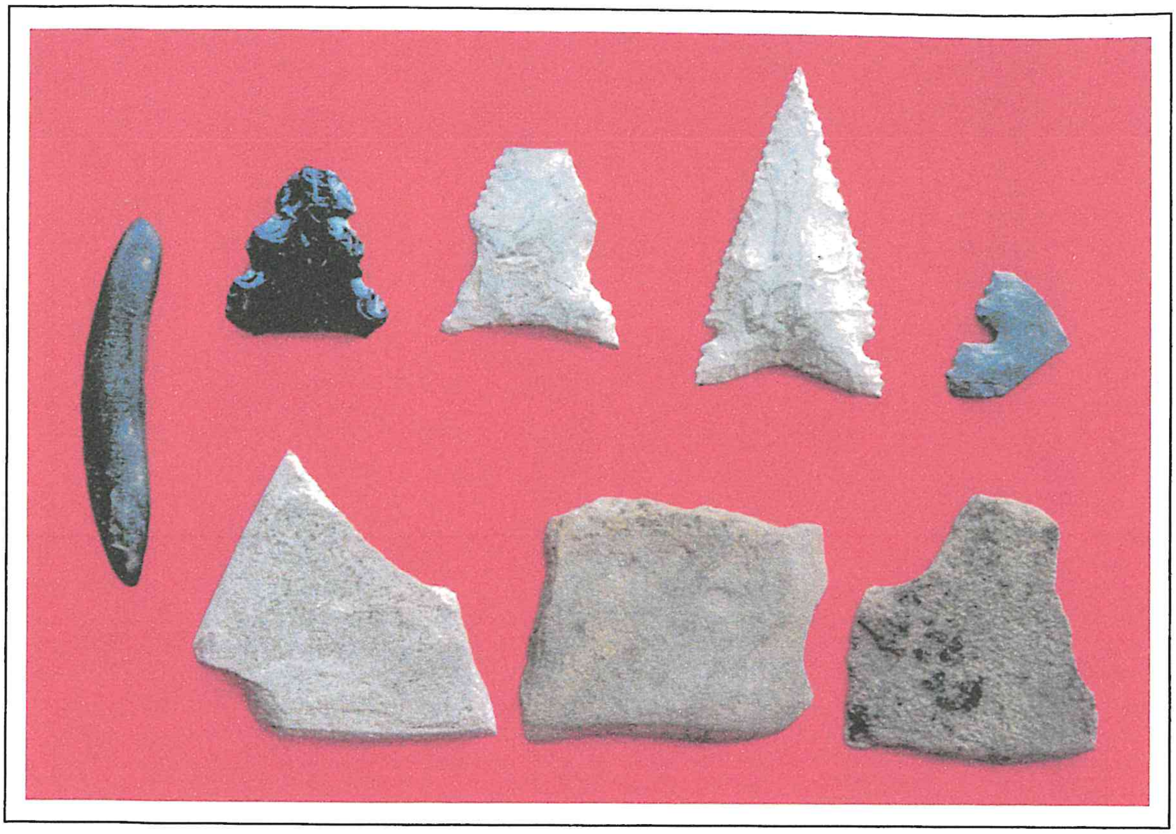

図５　県指定重要文化財大矢遺跡出土品写真（石製結合釣針軸部、石鏃、摺切具）

図６　県指定重要文化財大矢遺跡出土品写真（左上より、土偶・岩偶・動物形土製品・スタンプ形土製品・蛇の装飾ある土器）

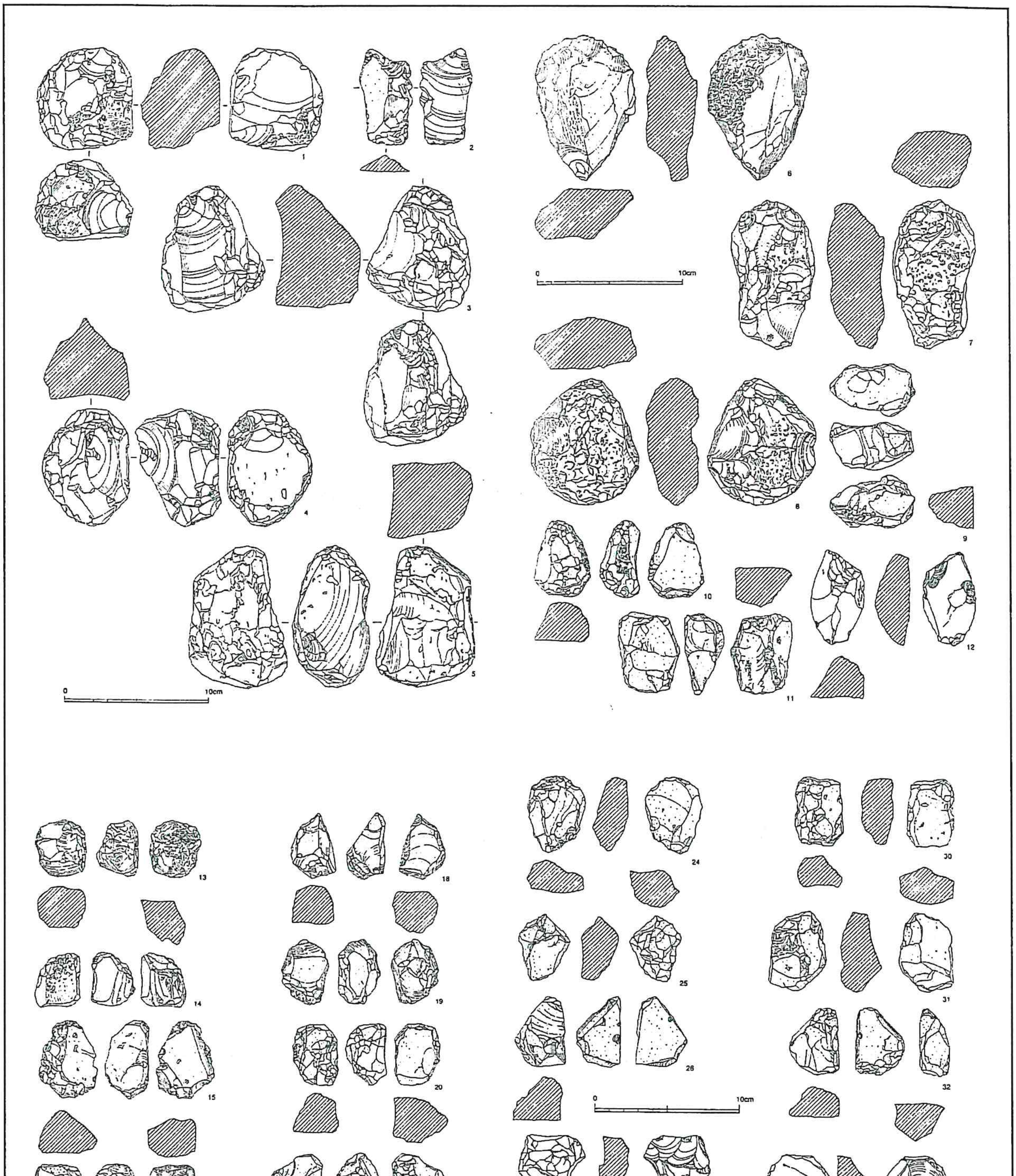

図７　熊本県重要文化財（考古資料）　大矢遺跡出土品

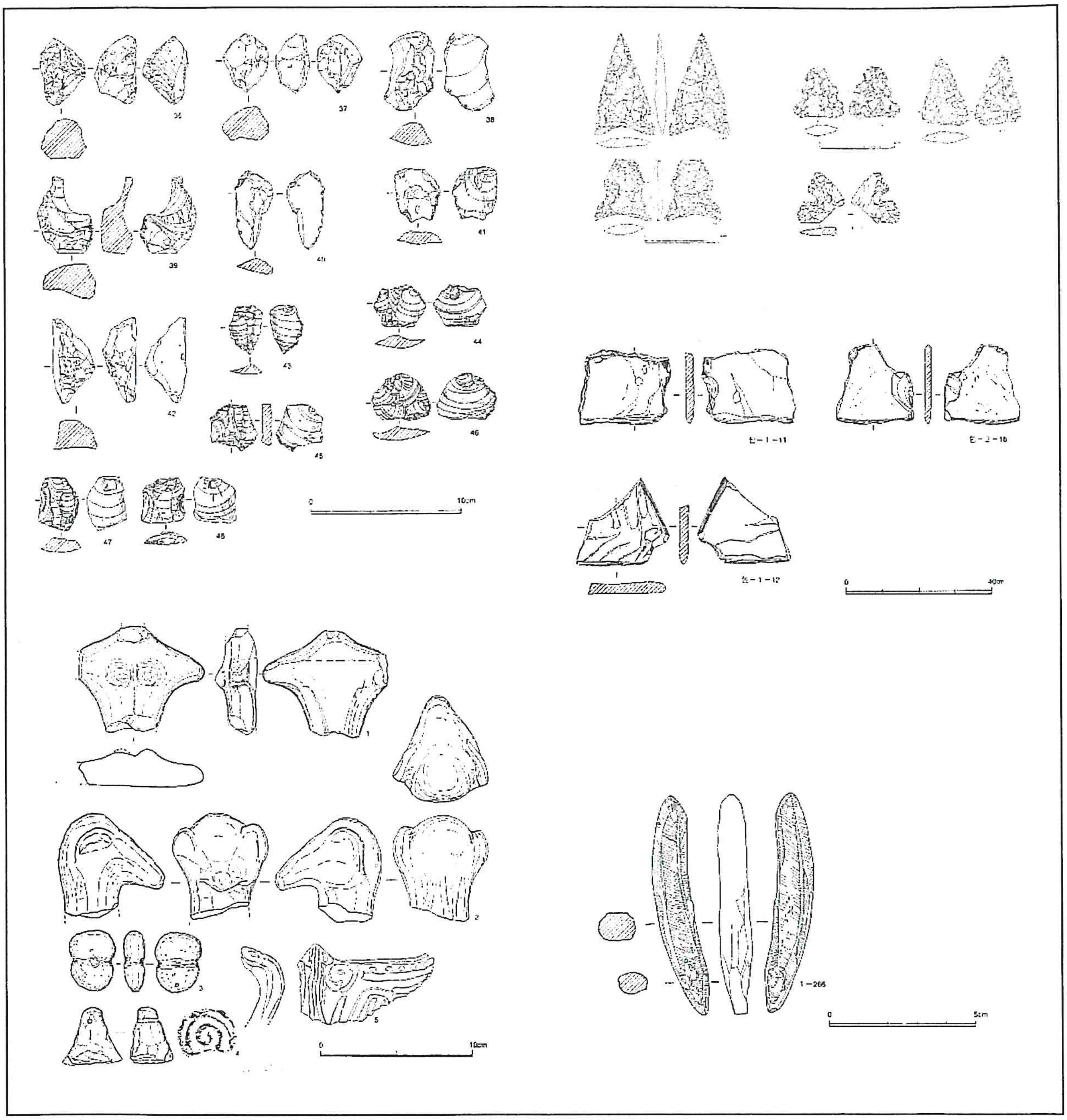

図８　熊本県重要文化財（考古資料）大矢遺跡出土品

頭とともに、朝鮮半島南部と西北九州が共通した漁撈文化圏を形成していたことを推測させるもので貴重である。

大矢遺跡から出土したこれらの遺物は、西北九州の島嶼域に大陸と東日本の文化が複雑に影響していることを示すものであり、我が国の縄文時代の研究に欠かすことのできない学術的に貴重な遺物で、指定に値するものである。

## ２．法規制の設定状況

大矢遺跡及び所在地周辺における各種法規制状況は、次のとおりである。

### （１）熊本県文化財保護条例に基づく県史跡指定地

熊本県文化財保護条例（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号）に基づいて県史跡に指定されている指定地内は、保護のため行為制限がなされている。詳細は、次項で述べる。

### （２）文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地

大矢遺跡は、文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 95 条に基づき遺跡地図に登録・掲載された周知の埋蔵文化財包蔵地であり、遺跡範囲は、「熊本県遺跡地図」及び「本渡市遺跡地図」、インターネットで公開し、周知・閲覧を可能としている。

周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発行為等については、文化財保護法に基づく手続きが必要である。

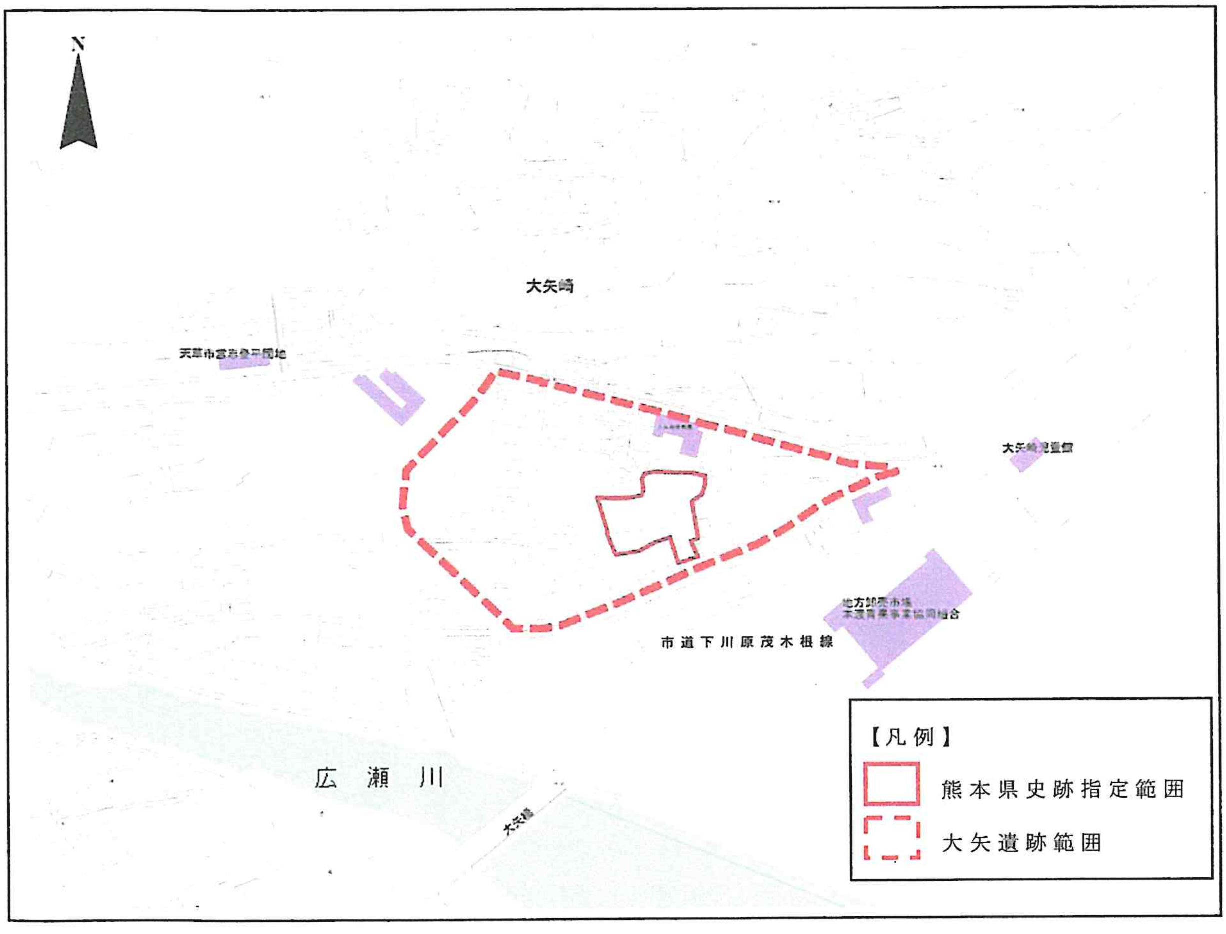


図 9　大矢遺跡の史跡指定範囲と埋蔵文化財包蔵地範囲　※大矢遺跡の埋蔵文化財包蔵地範囲（青線部）は本書作成時点における推定範囲であり、確定範囲ではない。

（３）都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）に基づく用途地域

大矢遺跡が所在する本渡町広瀬は都市計画区域に設定されており、都市計画法の適用を受ける。遺跡所在地及び周辺一帯は、都市計画法第８条に基づく地域地区指定により第１種中高層住居専用地域として用途地域が定められており、高層建築物や大型商業施設等の規制をはじめ、建築物の規模、内容について一定の制限がなされている。

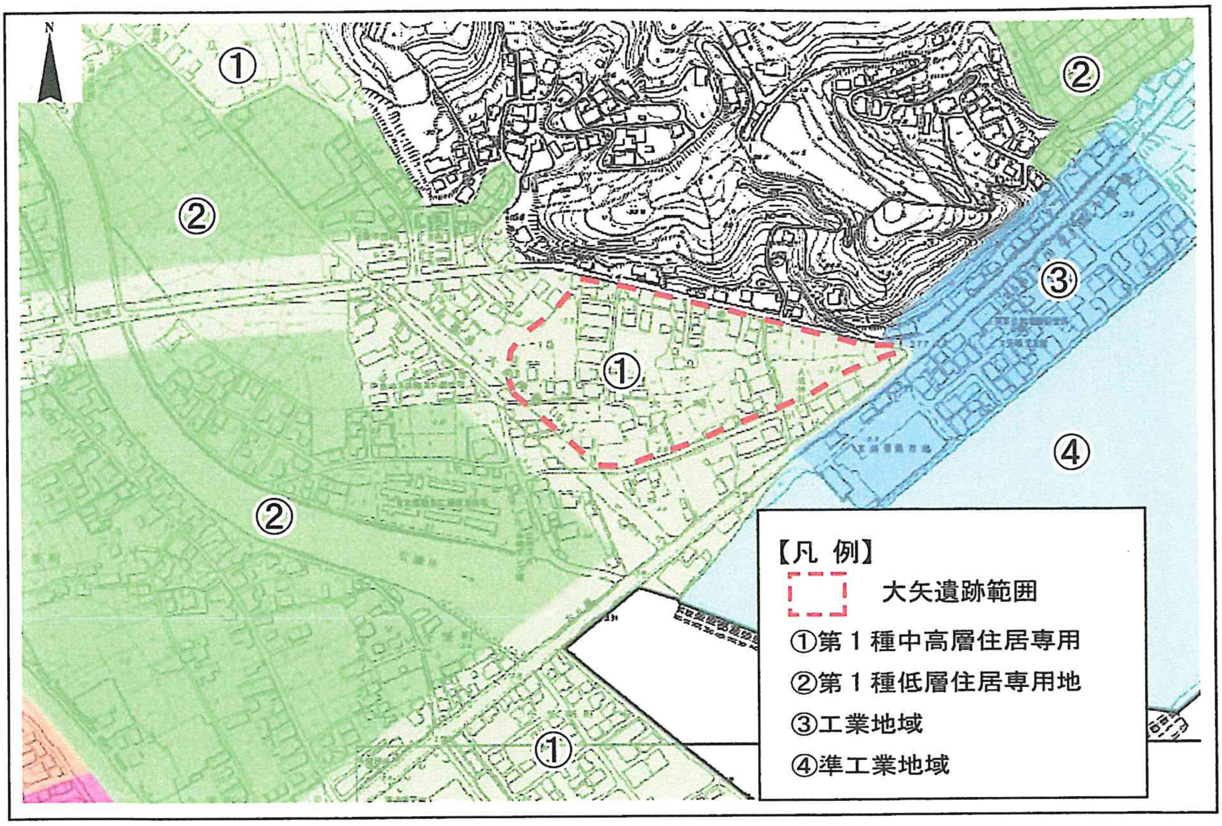


図１０　大矢遺跡所在地及び周辺の法規制：都市計画における用途地域

(4)景観条例(平成 20 年 10 月 6 日条例第 55 号）に基づく行為の制限

天草市では、良好な景観の形成に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定める景観条例を平成 20 年に制定し、景観形成団体へと移行した。同条例では市全域を景観計画区域に設定し、さらに特定エリアを天草景観形成地域として設定、建築物や屋外広告等規制を行っている。大矢遺跡所在地は天草景観形成地域に該当しており、10 ㎡を超える建築物の新築・改築・増築、高さ 5m を超える電波塔等の工作物など、建築物や工作物、土砂の採取その他の行為を届出対象として指定され、30 日前までの届出が必要とされている。

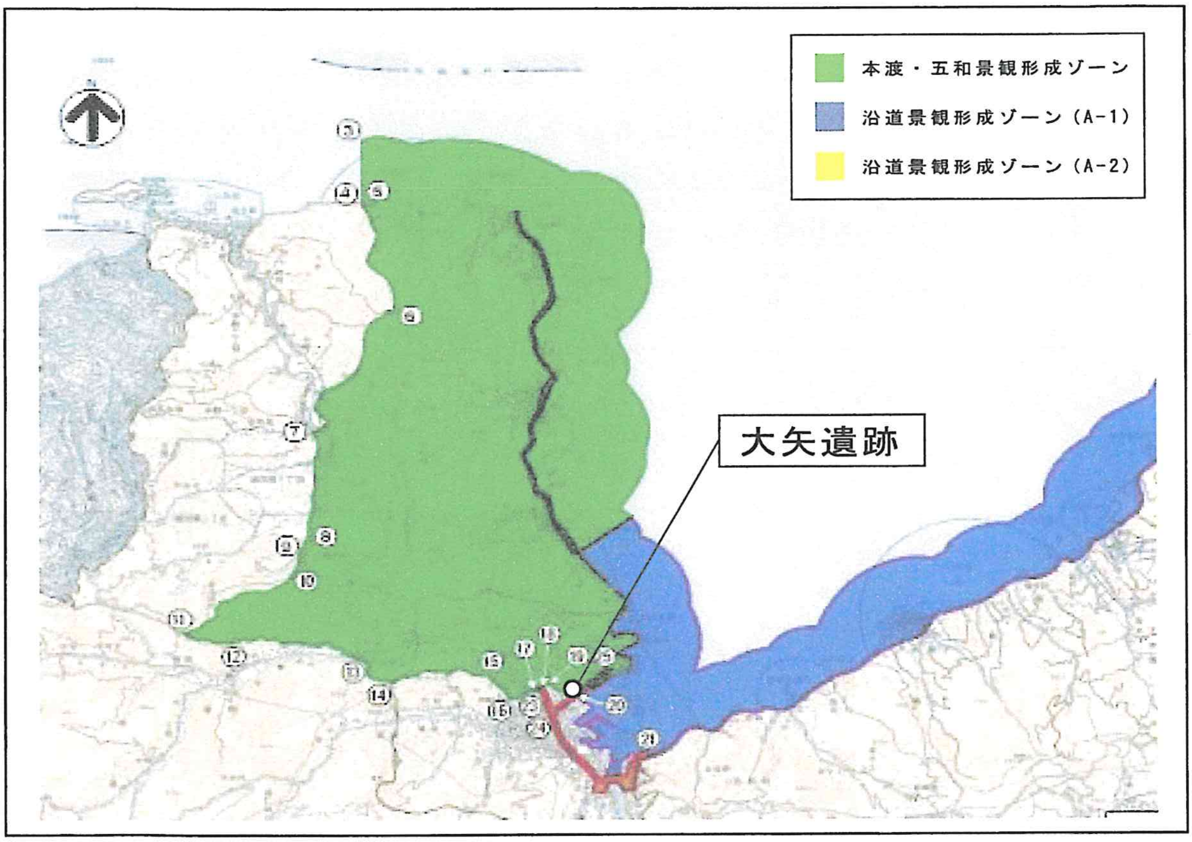


図１１　天草景観形成地域の区域図

## （５）防災上の参考範囲

阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震、福岡県玄海沖地震、東日本大震災など平成以降に日本各地で発生した大規模災害を受け、各自治体レベルでの対応を明確化するため、災害対策、防災計画が制定された。

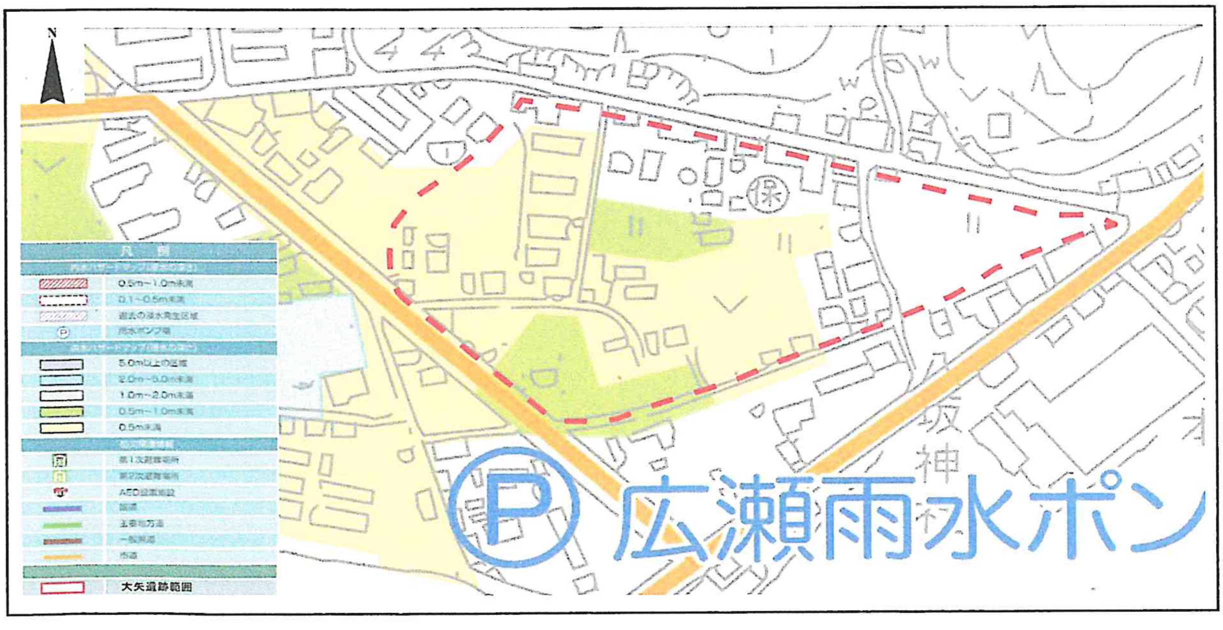


図１２　大矢遺跡所在地洪水想定区域図（「天草市内水・洪水ハザードマップ」より抜粋）

天草市では、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第16条第6項に基づき定められた天草市防災会議条例（平成18年3月27日条例第14号）第2条の規定により作成された天草市地域防災計画書で、遺跡所在地は河川浸水想定区域（50cm未満）、高潮浸水想定区域（1～2m未満）となっている。また、遺跡所在地の後背丘陵は土砂災害警戒区域（急傾斜地）指定されている。

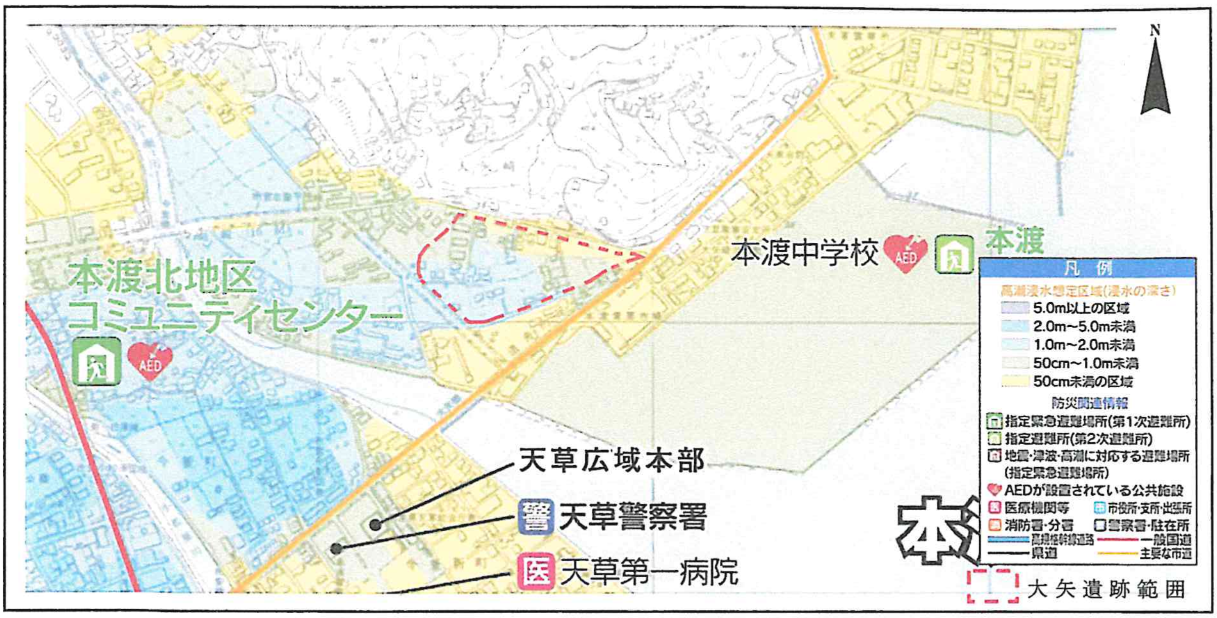


図１３　大矢遺跡所在地高潮浸水被害想定区域図（「天草市高潮浸水想定マップ」抜粋）

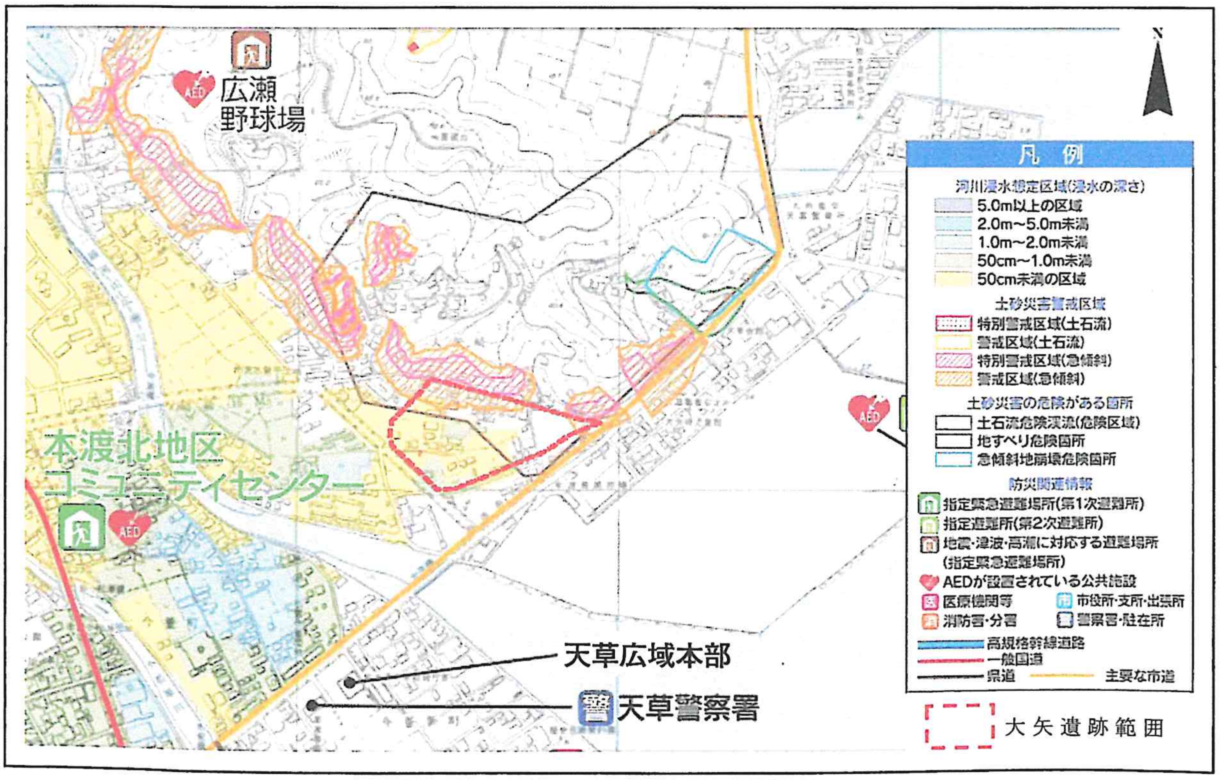


図14　河川浸水・土砂災害想定区域図（天草市河川浸水想定・土砂災害危険マップ抜粋）

## 3．大矢遺跡の地理的・歴史的環境

### （1）大矢遺跡の地理的環境

大矢遺跡は熊本県天草市本渡町広瀬字大矢に所在する縄文時代・古代の複合遺跡である。

遺跡の所在する天草諸島は熊本県の西海岸部中央、熊本平野南端部と八代平野の北端部の間を基部として西に向かって突出する宇土半島のさらに西に連なる島嶼群である。天草下島、上島、大矢野島を中心に大小120余の島からなる。宇土半島と天草諸島は九州西岸中央部に存在する海域、すなわち長崎県、佐賀県、福岡県、熊本県、鹿児島県に囲まれた海域を二分する位置関係にある。北側が有明海（有明海と島原湾）、南側が八代海（不知火海）と呼ばれている。共に九州山脈に源を発する河川が流入し、各海域の東岸には日本有数の干潟を形成している。この干潟の産する豊富な魚介類によって、縄文時代には数多くの貝塚が形成されている。九州では最も貝塚が密集する地域である。

これに対して、宇土半島先端部から天草諸島にかけては、島特有の地形で、小河川流域に小平野が形成される以外、平坦地は少なく、小河川河口にみられる干潟も未発達である。よって、海に面する距離の長さに比して貝塚の形成は少なく、その性格も東岸部貝塚が内湾砂泥性貝類を主体とする内湾性貝塚なのに対し、岩礁性貝類を主体とする外洋性貝塚がみられる。五和町二江沖の原貝塚はその典型である。

大矢遺跡は天草諸島の中で最も西側に存在し、最も大きい島である下島の北部の東岸部に位置している。天草の中心都市である本渡町の市街地を外れた東北部に位置するが、中心部から1km離れているに過ぎない。本渡町は後世の干拓地を除いても天草では最も広い平野部を有している。本渡町を中心とした周辺の地形をみてみよう。

遺跡所在地は下島と上島に囲まれ、間口2km、奥行き2kmの範囲が内湾状をなし、海岸部にはかなりの広さの干潟が形成されている。平野部の周囲は低丘陵に囲まれ、北側には広瀬を基部として、標高60mを頂部とした低丘陵が南東方向に岬状に伸び大矢崎と呼ばれている。大矢崎の先端部北側では丘陵はさらに東に延び、茂木根崎と呼ばれている。茂木根崎の海に面した三面（東・北・南）は波浪による浸食によって崩落し、高い崖面を形成し、一つの景観を創りだしている。海岸部は崩落した岩が重なりあい岩礁となっている。茂木根崎の北側は小さな入り江となっていて小規模な砂丘が形成されている。大矢崎の西側には広瀬川が南流している。

広瀬川は苓北町、旧・天草町、旧・本渡市の境界の山地に源を発し、数本

の支流と合流しながら東流、広瀬で方向を変え 2km ほど南流し河口に至る全長約 15km の小河川である。流域にはかなりの広さの沖積地が広がっている。河口近くでは沖積平地の東側に広瀬川が、西側に小松原川が平行して南流している。小松原川は現在極めて小さいが、かつては広瀬川の河口であったと考えられる。小松原川右岸、本渡北小学校より北側には、かなりの広さの段丘面が拡がり、段丘の北端部には緩やかな斜面をもった丸尾ヶ丘の丘陵が存在する。この段丘面から丸尾ヶ丘にかけては点々と縄文時代の遺跡が分布している。丸尾ヶ丘の上流域にも遺跡が点在し、旧・本渡市における縄文遺跡は広瀬川流域を中心に展開している。広瀬川の南側には 100～50m の丘陵が存在し、その南を町山口川が東流している。

町山口川は旧・本渡市と旧・天草町の境界付近に水源があり、そこから北東に流れ、中流域で屈曲し市街地にかけて東流する。全長約 8km、中流域から下流域にかけて沖積平地が開けるが、広瀬川より一まわり狭い。

町山口川の南側には染岳（標高 380m）や十万山（標高 239m）の比較的高い山地が連なり、東側は上島との境界である本渡の瀬戸に向かって大きく張り出している。現市街地は広瀬川、町山口川の沖積作用によって形成されたものであるが、大部分は干拓およびその後の埋め立てによるものである。

大矢遺跡の立地する砂丘は西側を現在の広瀬川の流路によって切断されているが、かつては弓状に延びていて、丸尾ヶ丘から延びる段丘先端部にあたる浜崎・本渡北小学校付近で段丘に接し、さらに西から南に延びていたとみられる。すなわち、浜崎から城下、舟之尾、祇園付近、諏訪神社を通り、南町で丘陵に接していたと推測される。沖積地中央部は広瀬川、町山口川の度重なる流路の変更によって砂丘は消失し、他の地区には砂丘の一部が残丘として残ったと考えられる。残丘は明瞭には認められないが部分的に地形の高まりとして読み取ることができる。この砂丘の形成は縄文時代の海水面の変動と関連するものと考えられる。

大矢遺跡はこのような残丘の基部に立地している。砂丘は大矢崎丘陵の南麓部に形成されている。基盤層は砂利層、その上に砂が厚く堆積している。現存する砂丘は長さ 250m、幅 50～80m、標高 3m、砂丘の後背部には山麓との間に湿地が形成されている。後背湿地は幅 30～50m、砂丘との比高差は約 1m を測る。遺跡は砂丘頂部から後背湿地にかけての約一万㎡に及んでいる。

## （2）大矢遺跡の歴史的環境

縄文時代研究略史

天草地方は古墳調査を除いて、熊本県内で考古学研究の最も遅れた地域の一つであった。昭和 30（1955）年までは御所浦の飛竜山から石刃、河浦の一町田から石鏃が発見されていたに過ぎなかった。研究の契機になったのは昭和 31 年、坂本経尭氏を中心とする天草古文化研究会や昭和 33 年、田辺哲夫・乙益重隆・坂本経尭氏等の大戸鼻、維和島古墳群の調査である。低調であった天草の考古学に大きな刺激を与えた。

昭和 33 年 5 月、五和町二江字通詞で実施された沖の原～通詞島間海底簡易水道埋設工事中に柳原高太郎氏によって貝塚が発見され、翌年 8 月、坂本氏を中心に県下の考古学研究者の参加によって第 1 次の発掘調査が実施された。この調査では縄文時代前期～古墳時代にかけての多量の遺物が出土した。縄文時代の貝輪を着装した埋葬人骨や骨角器は注目され、この調査によって、天草における縄文人の遺跡が初めて明らかになった。沖の原遺跡は以後 5 次に及ぶ調査が実施されている。

沖の原貝塚の調査成果は島内の縄文遺跡探査に拍車をかけ、各地で遺跡探査が開始される。本渡市周辺は鶴田倉造氏を中心とした本渡中学校郷土部生徒達、河浦町周辺は隈昭志氏を中心とした河浦高校生徒達、倉岳町周辺は平岡勝昭氏、大矢野町周辺は阿部堅二氏を中心とした大矢野高校生徒達、有明町周辺は徳永公路氏等によって多くの遺跡が発見された。昭和 47（1972）年段階で 83 ケ所の縄文時代遺跡が明らかになった。

1970 年代は全国的に開発の波が押し寄せ、それに対応するために行政の中に文化財担当の専門職員が配置された。天草も例外でなく本渡市には専門職員が配置されたが、他の市町村では専門職員の配置には至らず、その欠は県教育委員会が補うこととなった。それでも、開発に伴い新たな遺跡が発見され、緊急調査も実施された。沖の原遺跡の第 3～5 次調査、松島町前島遺跡、栖本町浜ン洲遺跡、河浦町仕山遺跡、本渡町箱ノ水遺跡、五和町一尾貝塚の調査はいずれも開発に伴う緊急調査である。この間、現地踏査も続けられ、黒木雄二氏の天草全域におよぶ精力的な踏査によって明らかにされた遺跡も多い。平成 3（1991）年段階で 169 ケ所の遺跡が確認されている。昭和 47（1972）年段階の 2 倍に達している。

以後も、平成の市町村大合併に先立って市町村史編纂が進められ、市町村ごとに遺跡分布調査が実施され、さらに遺跡の発見が続いている。現在は 200 ケ所に達しようとする勢いである。第 15 図に天草の縄文時代遺跡分布図を示した。地域によって遺跡空白部があるが、これは遺跡が存在しないの

ではなく、分布調査が及んでいないのが原因である。今後の分布調査が期待される。

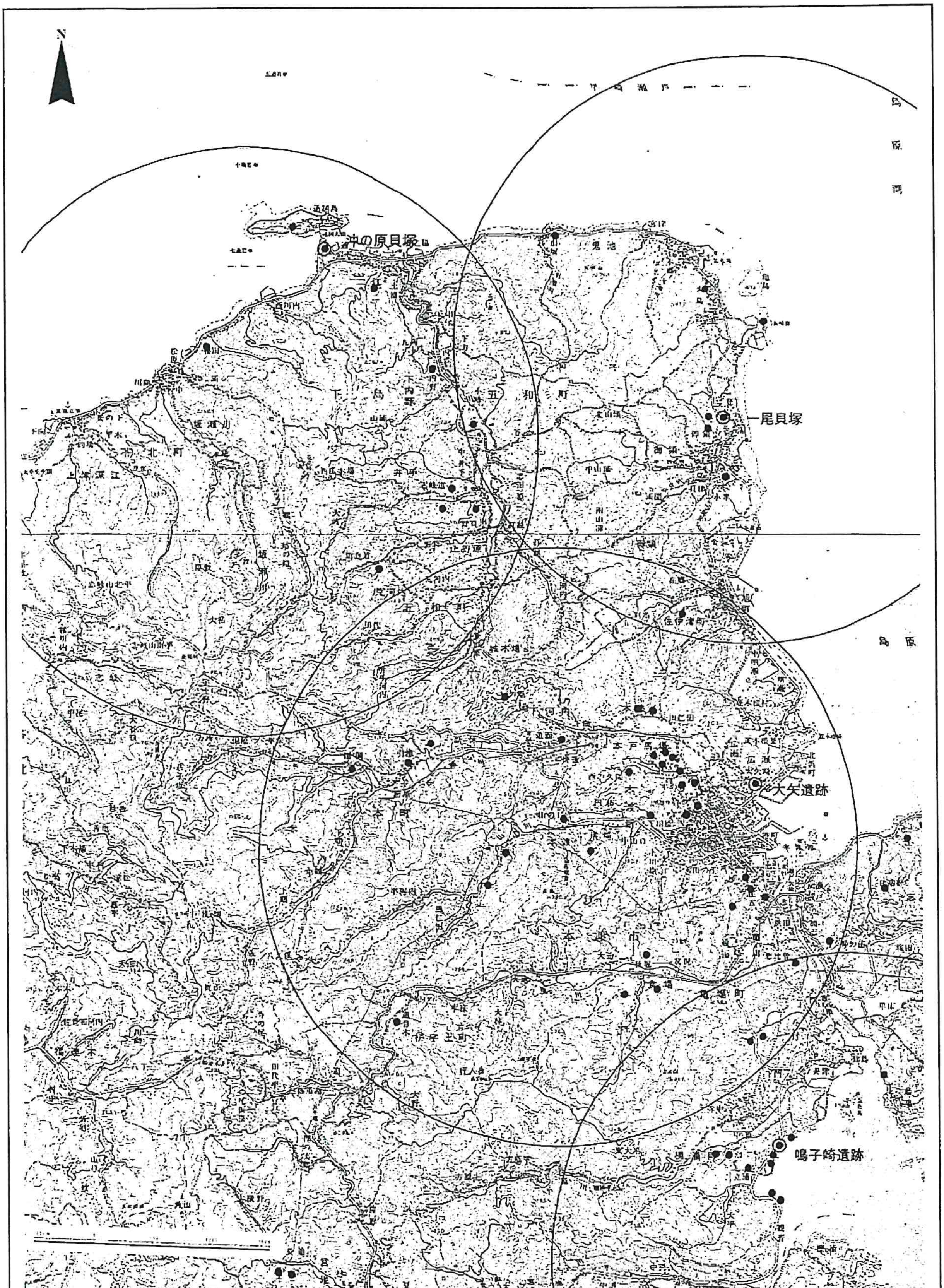


図１５　大矢遺跡と周辺縄文時代遺跡（天草市教育委員会 2007『大矢遺跡』より引用）

### （３）天草の縄文時代遺跡

天草の縄文時代遺跡分布は粗密の差があるものの、ほぼ全域に認められる。遺跡の密集地は前述した教職員と生徒達が行った分布調査地域であり、現地調査の必要性を示すと共に、今後、現地踏査を進めれば遺跡が増加することを示している。

遺跡のあり方の傾向は現在の遺跡分布から充分把握することができる。天草の縄文時代遺跡はそのあり方から二大別できる。一つは海岸部の砂丘や低地から海岸にかけて立地する遺跡である。規模が比較的大きく、遺物も多い。地域によっては貝塚を伴う。他の一つは小河川に沿った段丘面や丘陵部に立地する山間部の遺跡である。遺跡の規模は小さく、表面採集では磨製石斧、石鏃、石匙、黒曜石・古銅輝石安山岩の剥片等が採集され、土器はほとんどないために時期比定は困難である。発掘された遺跡が少ないので、その内容、性格は不明な点が多い。確認されている遺跡の大部分は後者に属する遺跡である。前者に属する遺跡は大矢遺跡をはじめ、五和町沖の原貝塚、一尾貝塚、浜崎貝塚、深海町椎ノ木崎遺跡、栖本町浜の洲遺跡、大矢野町小波戸遺跡等がある。これらの遺跡は地域における拠点的遺跡として評価できる。

次に、大矢遺跡の周辺の縄文時代遺跡の概要をみてみよう。先述したように大矢遺跡は広瀬川の河口左岸の砂丘上に位置し、海に面している。これに対して周辺の縄文遺跡は広瀬川、その南の町山口川、さらにその南の亀川の三河川の流域に約 30 遺跡が分布している。丸尾ヶ丘から連なる段丘先端部には浜崎貝塚がある。浜崎貝塚は内湾砂泥性の貝類を主体とする貝塚で後期中頃の北久根山式土器が出土している。遺物はかなり広い範囲に分布しているが、貝塚の規模等は不明である。大矢遺跡に連続する拠点遺跡と考えられる。段丘上には遺跡が点々と分布するが、ここでは晩期前半の小児用甕棺や晩期土器が出土している。周辺に良好な遺跡の存在が予想される。丸尾ヶ丘頂部では削平工事によって押型文土器が出土している。この地域で最も古い縄文遺跡である。他は先述した山間部遺跡である。いずれも発掘調査が実施されていないため不明な点が多いが、大体において遺跡の流れは丸尾ヶ丘遺跡（早期）→大矢遺跡（前期～後期前半）→浜崎貝塚（後期中頃）→浜崎の段丘上・大矢遺跡（晩期）となり、一応の連続性を持って展開している。よって、これら小河川の遺跡を含めた範囲をテリトリーと考えるとほぼ半径 5km と想定することができる。

## 4．大矢遺跡の調査概要

発掘調査は本渡市史編纂事業に伴い縄文時代遺跡の内容把握を目的に第1次調査（1989年10月24日～11月14日）で84㎡を発掘、遺跡の範囲確認を目的に第2次調査(1992年2月15日～3月15日)で144㎡を発掘した。

遺跡の基本的な層位は第1層．現耕作土の黒灰色砂質土層、厚さ20cm前後．第2層．拳大～人頭大の円礫を多量に混じえた黒褐色混砂礫層、厚さ20cm前後．第3層．径5cm前後の小石を多量に含んだ黒褐色砂質土層、厚さ10～20cm．第2・3層は後期初頭の遺物包含層である。第2層には極めて少量であるが、磨消縄文土器や晩期土器が混入する。両層の下面に柱穴を確認、生活面になっていたことが判る。第4層．径5cm前後の小石をわずかに含んだ黄褐色砂層、厚さ20～25cm．中期・阿高式土器の包含層である。第5層．灰色粗砂層、厚さ10～20cm．上位に中期・並木式土器、下位に中期・船元式土器を包含している。第6層．灰色粗砂の中に径5～10cmの円礫を多量に含む砂礫層、厚さ10～15cm．この層は無遺物層である。第7層．黒灰色砂層．厚さ10～25cm．前期・曽畑Ⅲ式、尾田式土器を包含する。第8層．黒灰色砂層中に径数cmの砂利を多量に含んだ砂利層である。湧水が激しいため以下は発掘を中断した。わずか数点であるが曽畑式土器が出土している。前期～晩期にかけての土器が6層にわたって層位的に整然と把握できたのは大きな成果である。

遺構の確認は遺跡が砂丘に立地しているためにその検出は極めて困難である。ただし、遺物の出土位置の分析から石器生産にかかわる場所を抽出することができた。遺構の概略をみてみよう。

遺構には柱穴とみられるピットがある。ピットは径20～30cm、深さ20～40cm。第2・3層下面から掘り込まれたものが多い。比較的まとまりのある場所もあるが、炉址や竪穴の掘り込みが確認できないので、住居址とは判断できない。周辺部にその存在を考えてよいと考えている。この他、黒曜石原石42個を集積した遺構1基がある。これは剥片石器製作のためのものである。この周囲からは磨製石斧未製品・失敗品・製作工具のハンマーや砥石も集中して出土していて、石器（特に磨製石斧）製作址として把握することができた。時期的には中期～後期である。調査区の西に偏って集石を伴う前期の埋葬遺構6基と晩期の埋甕1基を確認した。埋葬遺構はいずれも土坑墓で、1基から人骨も出土している。

## 5. 大矢遺跡の調査成果

発掘調査の成果をまとめると以下のようになる。

### ①土器の層位的出土によって土器編年に大きく寄与できた。

出土土器は前期・曽畑式土器から後期初頭の南福寺式までそろっている。一部、前期層に自然攪乱がみられるが、それを除けば現在の土器編年と層位な序列は矛盾しない。2・3 層出土の南福寺式土器では上下で形式差が認められ、形式的に分離することが可能である。上層には極少量であるが瀬戸内地方の中津式土器、福田 KⅡ式土器や鹿児島地方の出水式土器、晩期土器が混入している。晩期の甕棺の存在を考慮すれば、さらに上層に包含層が存在し、古代に削平された可能性もある。

大矢遺跡における土器の編年の概略は次のようになる。古い順に記すと、曽畑Ⅰ式→曽畑Ⅲ式・尾田式・轟 C・D 式（これらの土器群は自然攪乱のために新旧の区別が困難である。さらに細かい検討が必要である。）→無遺物層→船元式・春日式→並木式→阿高式→南福寺式（古）→南福寺式（新）・中津式・福田 KⅡ式、・出水式（後三者は数片の混在である。）→晩期土器となる。数量的には少ないが、鹿児島地方や東日本的な土器が混在することは注目される。

### ②埋葬遺構が確認でき、その構造が把握できたこと。

埋葬遺構は調査区で７基確認した。１基は晩期の深鉢形土器を直立に埋めた埋甕（甕棺）、他の６基はいずれも土坑墓であり、上部に集石がみられる。集石は墓標となっていた可能性もある。第５号集石土坑墓には人骨の一部も遺存していた。

### ③石器製作址を具体的に把握できたこと。

遺構としては黒曜石の集積遺構１基のみであるが、磨製石斧未製品やハンマーや石斧用の砥石等の分布から、その場を推定することができる。磨製石斧の未製品には石材選定から研磨の段階に至る各段階のものが含まれ、その工程も把握できたことは大きな成果である。

### ④注目される出土遺物。

出土遺物にも注目されるものが少なくない。土偶、動物形土製品、蝮の装飾付土器、スタンプ形土製品、結合式釣針の石製軸部、組合せ石銛の銛頭および石鋸、等がある。前四者は東日本的遺物であり、後二者の結合式

釣針、組合せ石錘はその源流は韓半島に求められるものである。

土偶は鹿児島県上野原遺跡の早期例は別にして、九州に土偶が再出現する最も古い段階に位置づけられるもので、これ以降徐々に増加し、後期後半の三万田式土器の段階に盛行する。動物形土製品や蝮の装飾付土器、スタンプ形土製品も九州では最古のものであるが、東日本から直接もたらされたものではない。蝮の装飾付土器は器形、文様、胎土等から鹿児島地方で製作された北手牧段階の春日式土器であり、動物形土製品、スタンプ形土製品は阿高式土器特有の胎土を示していて、大矢遺跡を含めた周辺地域で製作されたと考えられる。

### ⑤土器についた圧痕調査の成果。

土器についた圧痕調査では各時期の土器にコクゾウムシ、昆虫の幼虫の圧痕や種子圧痕を確認している。中期・阿高式土器にコメと考えられる圧痕があるが、顆粒状突起列が不明瞭なために否定的意見が多い。圧痕は粘土接合面についていて、接合部の剥離によって圧痕の全形が縦方向に二分し、全形でないこと、穎が取れて玄米になっている可能性があること等検討する必要がある。種の同定は残るが圧痕の存在は一つの成果である。

### ⑥貝塚の存在が確認できたこと。

発掘調査で確認したものでないが、周辺部の工事中の立会調査で貝塚の一部と貯蔵穴（ドングリピット）と考えられる遺構の存在が確認されている。貝塚の貝類はマガキを主体とする内湾砂泥性のもので、魚骨も含まれている。ドングリはカシ類と考えられる。

### ⑦遺跡の構造

第１次調査、第２次調査の各トレンチの所見から、図に示すように、遺跡の中心部は東が馬場トレンチ、西は西側トレンチ、南は砂丘頂部附近、北側は家屋が建っているために不明確な部分はあるが、砂丘の後背湿地を含み、丘陵の裾部までの約１万㎡と考えられる。

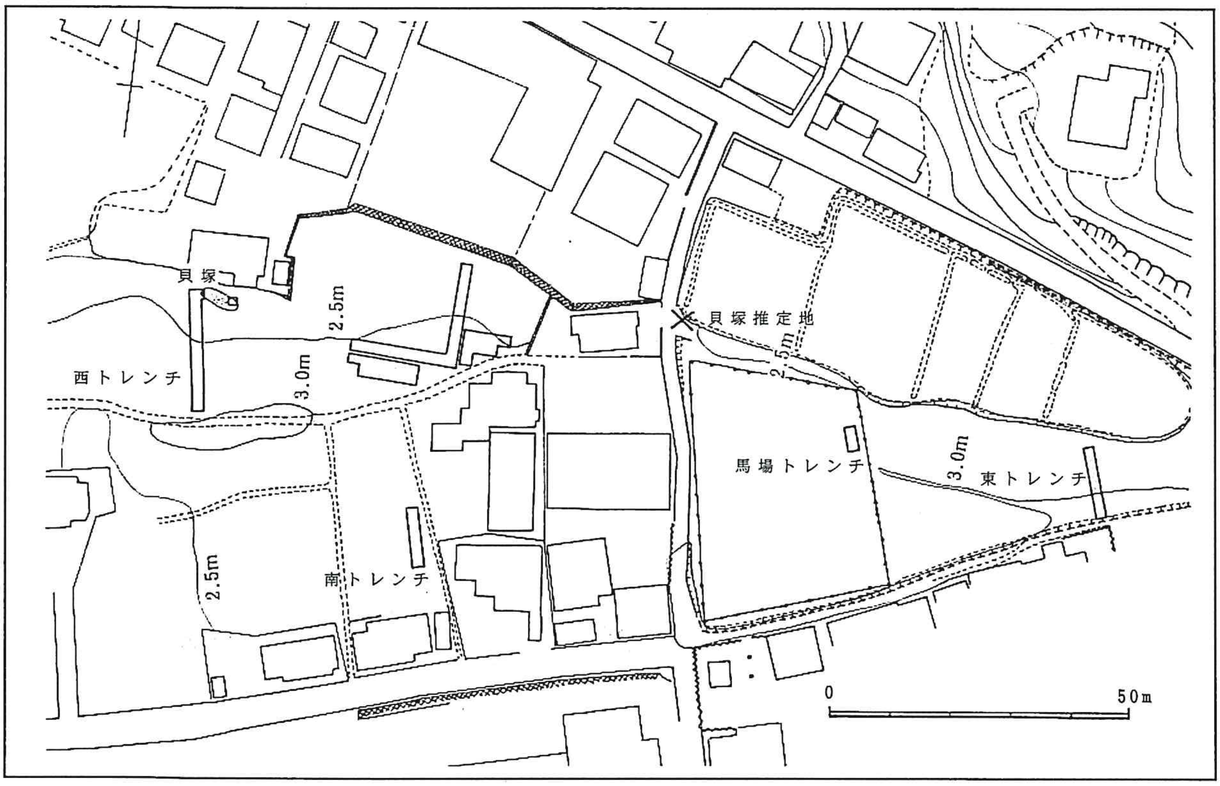

図１６　大矢遺跡調査区配置図

## ６．大矢遺跡の価値と評価（意義）

大矢遺跡は広瀬川左岸の砂丘基部に立地し、砂丘の頂部から後背湿地にかけての約１万㎡に広がっている。遺跡は標準的な規模であるが、遺跡の内容、出土遺物と周辺の遺跡を含めた遺跡のあり方は、縄文社会の究明に重要な手掛かりを提供している。

天草諸島における縄文時代の遺跡は先に指摘したように二つのパターンに分けられる。一つは海岸部の砂丘や低地から海岸にかけて立地する遺跡で、規模が比較的大きく、遺物も多く、地域によっては貝塚を伴う。他の一つは小河川に沿った段丘面や丘陵部に立地する山間部の遺跡で、規模は比較的小さい。遺物は石鏃と数点の石匙、磨製石斧等、石器製作で生じた黒曜石や古銅輝石安山岩の剥片、砕片、削片で構成されるが、土器を出土する遺跡が少なく時期の特定は困難なものが多い。前者はその地域における拠点的な遺跡で、後者は生産活動に関連した一時的な遺跡とみられる。大矢遺跡は拠点遺跡の一つである。

このような遺跡分布から何を読み取ることができるであろうか。時期的に最も判明している中期後半～後期初頭（阿高式～南福寺式）に限定して、同時併存する大矢遺跡周辺の拠点遺跡の分布をみてみよう。大矢遺跡の北側に御

領・一尾貝塚、さらにその北側、天草下島北岸中央部には二江・沖の原貝塚、大矢遺跡の南側には楠浦・鳴子崎遺跡が、さらに南にやや離れて深海・椎ノ木崎遺跡がある。東側の上島には栖本・浜の洲遺跡がある。それぞれの隣り合う遺跡間の距離は沖の原貝塚と一尾貝塚間が 7.3km、一尾貝塚と大矢遺跡間が 6.3km、大矢遺跡と沖の原貝塚間が 12km、大矢遺跡と鳴子崎遺跡間が 6km、鳴子崎遺跡と椎ノ木崎遺跡間が 21km、鳴子崎遺跡と浜の洲遺跡間が 8km、大矢遺跡と浜の洲遺跡間が 11km を測る。鳴子崎遺跡と椎ノ木崎遺跡間が 21km とやや離れすぎであるが、この間に未知の拠点遺跡を想定することができる。そうすれば、同時に存在する拠点遺跡は一定の間隔を持って海岸部に並列していることが分かる。これらの関係をもとに拠点遺跡の領域を求めると、先述したように、一部隣り合う領域と重複するが半径 5km の領域を割り出すことができる。

これら領域で、その状況が最も明らかになっているのは大矢遺跡を拠点とする本渡町を中心とした領域である。先述したように遺跡は広瀬川、町山口川、亀川の三河川の流域に約 30 遺跡が分布している。丸尾ヶ丘から連なる段丘先端部には内湾砂泥性の貝類を主体とする浜崎貝塚がある。後期中頃の北久根山式土器が出土しているが、貝塚の規模等は不明である。大矢遺跡に連続する拠点遺跡と考えられる。貝塚北側の段丘上には遺跡が点々と分布する。ここでは晩期前半の小児用甕棺や晩期土器が出土していて、周辺に良好な晩期遺跡の存在が予想される。丸尾ヶ丘頂部では削平工事によって押型文土器が出土している。この地域で最も古い遺跡である。他は小規模な山間部遺跡である。いずれも発掘調査が実施されていないため不明な点が多いが、大体において遺跡の流れは丸尾ヶ丘遺跡（早期）→大矢遺跡（前期～後期前半）→浜崎貝塚（後期中頃）→浜崎の段丘上・大矢遺跡（晩期）となり、領域内の拠点遺跡は時期によって場所を変えながらも連続性を持って展開している。このような領域は早期段階には確立されておらず、遺跡分布が明確になっている福岡では山麓部に領域に関係なく 0.5～1km の間隔で並列し、狩猟活動に伴う遊動的な分布を示している。領域はほぼ前期に確立する。領域の確立は定住生活を意味し、前期以降その範囲を大きく変えることなく晩期まで継続している。今後、これら領域間の比較検討を進めると、縄文時代の社会構造の解明に大きく迫ることができると考えられる。たとえば、大矢遺跡で確認された磨製石斧の製作はどこの領域でも行われているわけではなく、まったく行われていない領域もあり、領域間で供給と需要の関係が成り立っていて、その関係が具体的に把握できる。このように具体的に領域関係が把握できる天草の縄文遺跡の価値は極めて高いものである。

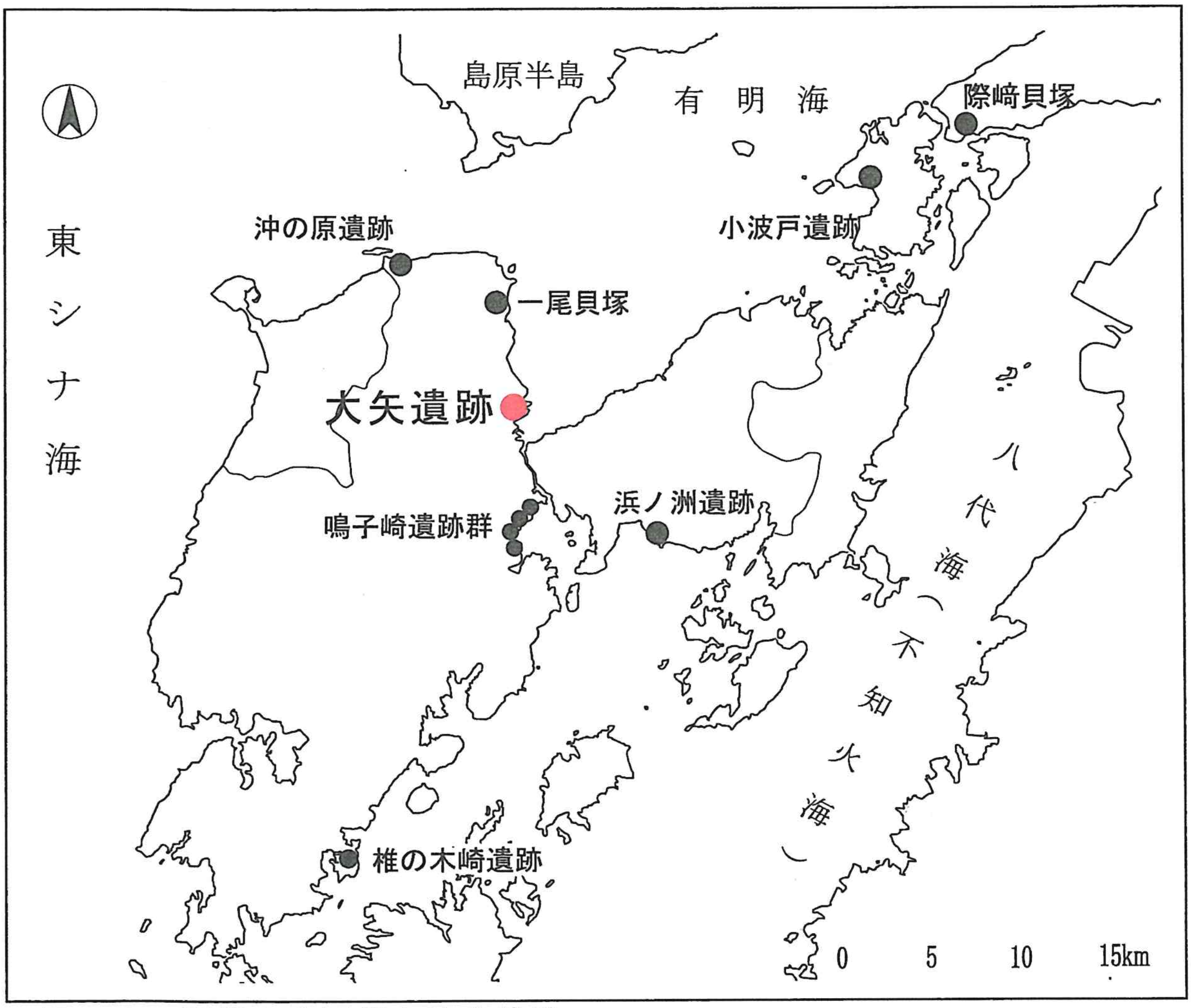


図１７　天草の主要縄文時代遺跡

大矢遺跡の持っている内容もまた極めて重要である。前期から後期初頭にかけての各土器形式が層位的に出土していて、遺跡の時間軸が明確で、その価値は極めて高い。

遺跡の面的な構造は発掘区が狭いために確認された遺構は少ないが、その構造の概略は想定できる。前期層では調査区の西側に墓地が形成されている。検出した墓は集石土坑墓であるが、晩期の甕棺墓も出土している。黒曜石の集積遺構を含んだ地域は磨製石斧・同未製品（失敗品）・ハンマー・砥石の分布をドットすることによって、その集中がみられ磨製石斧の製作の場が浮かび上がってくる。この地域には柱穴も確認されているので、簡単な小屋がけがあったかもしれない。住居址は確認できていないが、石器製作の場の東側、砂丘頂部からその背後にあると推測される。住居址の南側にはゴミ捨て場があったと考えられ、その一部には貝塚が形成されていることは、側溝工事によって確認されている。また、砂丘後背湿地にはドングリピット（貯蔵

穴）を含めた水場遺構の存在があり、編み物の一部も出土している。竪穴住居址は確認されていないが墓地・石器製作址・ゴミ捨て場（貝塚）・水場遺構が一体として把握できる遺跡である。

遺物にも重要なものが含まれている。中期～後期初頭の土偶・動物型土製品・蛇装飾土器、スタンプ型土製品等は東日本に源流があるものであるが、土器型式や胎土は遺跡周辺で製作されたものである。これらの遺物が精神的なものであることを考慮すれば、それを理解している東日本の縄文人が移住してきたことが推測される。また、これらの遺物が以降の九州の縄文文化に大きな影響を与えていることは重要である。

組合せ石銛の銛頭・石鋸、結合式釣針等の漁撈具は韓半島に源流をもつ漁撈具である。九州には早期末～前期に伝播、それ以降は西北～西九州沿岸部で展開し同地域の代表的な漁撈具となる。天草では拠点的な遺跡の多くで出土している。九州における漁撈文化と展開を探求するうえでも重要である。

この他、少量伴う他地域の土器や黒曜石は大矢遺跡と他地域との交流関係を示していてその分析によって、縄文時代の交流の実態に迫ることができる。

# 第３章

# 保存管理計画

# 第３章　保存管理計画

## １．保存管理の基本的方向性

### （１）大矢遺跡の特徴

大矢遺跡は、広瀬川河口の左岸に位置し、大矢崎丘陵の南麓部に形成された砂丘上に位置している。砂丘はほぼ東西方向に延びており、砂丘と丘陵の間には低湿地帯が存在する。これまでの試掘・確認調査によって縄文時代前期から後期初頭の遺構・遺物が顕著に確認され、貝塚や有機質遺物の存在も一部ではあるが確認されている。

これまでの調査成果から大矢遺跡の特徴は、以下の５つにまとめることができる。

１）縄文時代前期から後期初頭にかけての各土器形式が層位的に出土し、遺跡の時間軸が明確である、

２）天草の縄文時代における拠点的遺跡として、遺跡構造が把握できる、

３）縄文時代中期～後期初頭の時期に、東日本的影響が色濃く見られる、

４）石銛・石鋸、結合式釣針等の漁撈具が出土しており、韓半島に源流を持つ遺物が出土している、

５）縄文時代における地域間交流とその実態を検証することができる、

を挙げることができる。これらの特徴は、大矢遺跡のもつ本質的価値であり、我々はこの貴重な遺跡を守り後世へ伝えていかねばならない。

### （２）現状と課題

史跡指定地は大矢遺跡全体の３分の１ほどと推定されるが、史跡指定以降、周辺の埋蔵文化財包蔵地では可能な限り現状保存に努めている。今後は、開発対応・確認調査等を継続して実施し、更なる遺跡構造の把握、遺跡範囲の確定を行い、追加指定や上位指定を目指すなど、適切な保存措置を講じていく必要がある。また、県史跡指定後20年を経過した現在、地区住民の世代交代等もあり、住民への説明を含めた、遺跡の周知化を積極的に行い、保存と活用の両立も意識した活動を進めていかなければならない。すでに史跡となった土地は一部公有地化が完了しているが、指定地も含め、史跡の価値が十分に認識されず失われていくことがないように、文化財保護に対する理解と協力関係を構築していくことが必要である。

史跡の価値を損なうことなく守り伝えていくという考え方のもと、課題を把握し、具体的な保存管理方法について指針として定めることにより、行政と所有者、市民が連携して適切な保存管理を実行していくことが必要である。

## ２．大矢遺跡の保存管理の基本方針

大矢遺跡の本質的価値及び現状と課題を踏まえ、保存管理の基本方針は以下のとおりとする。

①学術調査を計画的に実施し、遺跡範囲と遺跡の全容解明に努める。

②未指定部分の追加指定を行うなど遺跡の適切な保護を図る。

③熊本県史跡指定地は、必要に応じ順次公有地化を行う。

④現状変更の基準・手続きを明確に示し、関係者間による円滑な保存管理体制を整える。

⑤遺跡の周知を推進することで、地域住民や関係者に遺跡の価値とその保護について理解を求め、協力体制を築く。

⑥大矢遺跡周辺の景観を保全する。

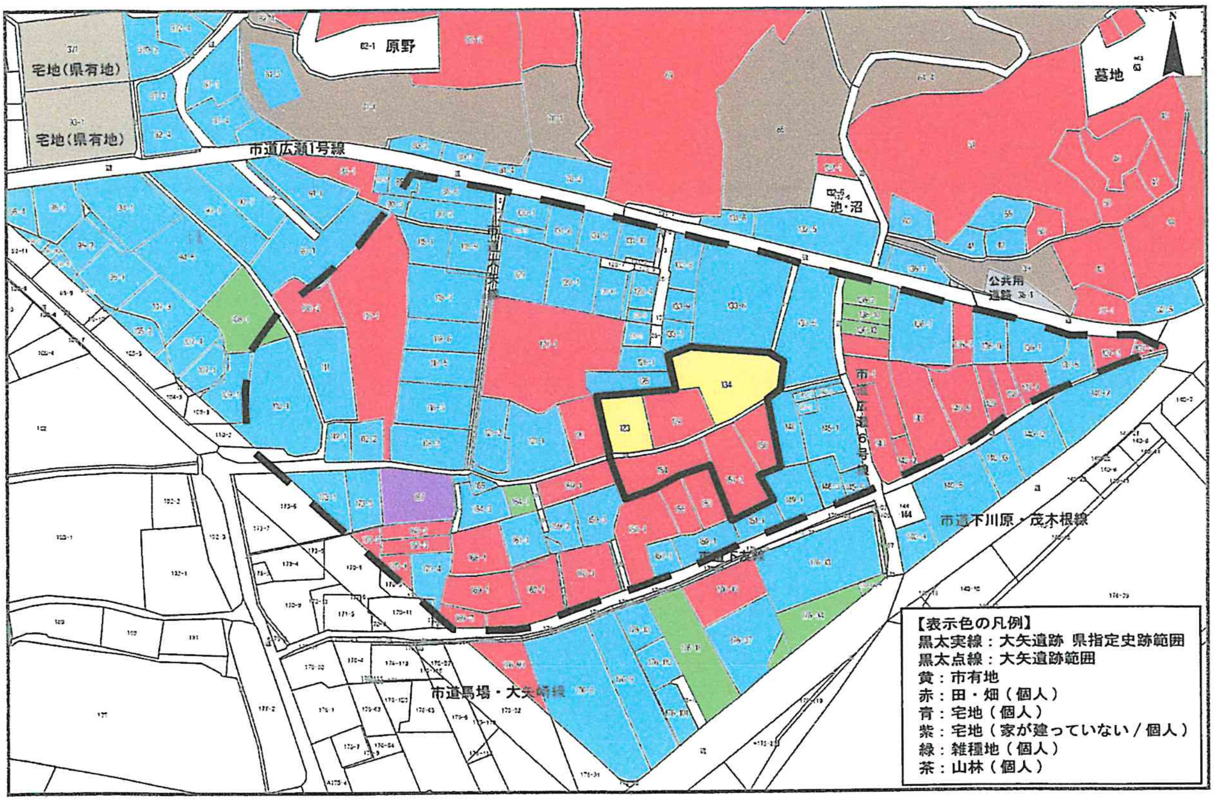


図１８　大矢遺跡及び周辺地の土地利用現況図

## 3．熊本県史跡指定地の現状変更の取り扱い

大矢遺跡の本質的価値を損なうことなく将来にわたり保存するために、県指定史跡地内については、熊本県文化財保護条例における現状変更の取り扱いに関する基本的事項を示すとともに、県指定史跡地内で予測される各種の現状変更に対して取り扱いの方針を示す。

### （1）現状変更の取り扱いに関する基本的事項

県指定史跡は、その価値を損なうことなく適切に保護する必要があり、指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない」と熊本県文化財保護条例第 39 条に規定されている。

前章「法規制の設定状況」で述べたとおり、大矢遺跡所在地においては、大規模開発の可能性は低く、農用地転用や家屋建築、工作物設置等、比較的小規模な開発行為が主な対象となると想定される。現状変更に関しては、県指定史跡の価値を充分に踏まえたうえで検討し実施する必要があり、事業主体（実施者）は、熊本県教育委員会及び天草市教育委員会と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

【熊本県文化財保護条例】

（現状変更等の制限）

第 39 条　県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

【熊本県文化財保護条例施行規則】

（現状変更等の許可申請）

第 18 条　条例第 39 条第 1 項に規定する現状変更等の許可を受けようとする者は、別記第 10 号様式により申請書を提出しなければならない。

2　前項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を完了したときは、別記第 9 号様式により速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

【参考】熊本県文化財保護条例及び同条例施行規則の抜粋

## （２）熊本県文化財保護条例に基づく現状変更の許可区分

熊本県文化財保護条例及び同条例施行規則に定められた、県指定史跡における現状変更の許可区分は、次のとおりである。

| 現状変更を認めることができない行為 |
| --- |
| ○県指定史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合<br>○県指定土地の形状変更を伴う行為全般<br>○県指定史跡の価値を損なうおそれのある開発行為全般（景観阻害含む） |
| **現状変更の許可が必要な行為** |
| ○県指定史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（熊本県教育委員会による許可） |
| **現状変更の許可を要しない行為** |
| ○非常災害のために必要な応急措置を執る場合<br>（熊本県文化財保護条例第 39 条第 1 項）<br>○その他教育委員会規則に定める場合<br>（熊本県文化財保護条例施行規則第 18 条第 3 項）<br>・県指定史跡が損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に回復するための軽微な措置。<br>・県指定史跡の一部が損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 |

### （３）現状変更の取り扱い方針

大矢遺跡の県指定史跡地内には、天草市が取得し、文化財の保存活用に供する土地のほか、里道、一般の住宅地、農地、それらに伴う工作物や埋設物、植栽等が含まれており、文化財としての価値の保存を前提としながらも、これらの機能の維持にも配慮した日常管理と現状変更が行われる必要がある。

現状変更の取り扱いについては、原則、熊本県文化財保護条例に定めのあるもの以外、天草市教育委員会を通じて熊本県教育委員会と協議し、熊本県文化財保護条例に基づく手続き等により許可の判断を行うこととなる。

大矢遺跡の県指定史跡地内における現状変更取り扱い一覧表

| 区分 | 取り扱い方針 |
|---|---|
| 公有地 | ○公有化に伴う建築物・工作物等の除去、あるいは史跡整備に係る現状変更以外は原則的に認めない方針とする。 |
| 住宅地等 | ○家屋の新築は認めない。<br>○上記以外の行為については、現状変更の許可対象行為として取り扱う方針とする。 |
| 農地 | ○田、畑における作付けなど日常的な営農行為は、遺跡の保存に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める方針とする。<br>○地形の改変を伴う農地、土地の改良は認めない方針とする。 |

## 4．埋蔵文化財包蔵地内の対応方針

大矢遺跡は、文化財保護法第 95 条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地であり、遺跡の一部が県指定史跡に指定されている。遺跡所在地の土地利用形態は、都市計画法第 8 条に基づく用途地域設定によって、現在、個人住宅が大半を占めており、一部は農地・保育園・病院・アパート等に利用されている。

大矢遺跡の将来的な保存と追加指定のため、県指定史跡地を除く、大矢遺跡についての基本的な対応方針を以下のとおり示す。

○周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発行為に対して、早期の把握に努め、適切に対応する。

○周知の埋蔵文化財包蔵地内で事業照会があった場合、事前に予備調査を実施し、遺跡の内容把握を実施する。

○遺跡の現状保存を第一に、開発行為との協議調整を図る。その際は、文化庁通知（平成 10 年 9 月 29 日付け庁保記第 75 号）並びに「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」を参考基準として用い、適切な保存措置を図る。

○事業者との協議調整の結果、設計変更等を行っても遺跡の保存が図られない場合は、事業予定地の買い上げ等の提案により公有地化を図り、遺跡の保存に努める。

○これまで、担当者不在または人事異動によって文化財保護の継続性が担保されてこなかった過去の行政体質を反省し、天草市の埋蔵文化財保護行政の基本的対応指針として、所管部署は組織的対応に努め、適切かつ継続可能な体制整備を行う。

# 第４章

## 整備・活用の方針

# 第４章　整備・活用の方針

## １．整備・活用の基本的方向性

### （１）整備・活用の視点

史跡の整備活用は、発掘調査等の成果をふまえて、学術的視点に基づいて実施するものである。大矢遺跡の場合は、遺跡の一部が指定されているに過ぎないという現状を鑑みて、今後、遺跡の範囲及び内容把握を基本とした調査研究を継続しつつ、開発事業との調整を図りながら保存と活用を両立させるため、史跡の追加指定や上位指定である国史跡指定を視野に、長期的な計画と仕組み作りを前提として、基本的な方針を定める必要がある。

県指定史跡地は現在、住宅地に囲まれていることから、現指定地内での大規模な整備事業を実施するには極めて困難な状況にある。一方で、文化財の活用と地域資源化を考慮した場合、現状での一定程度の軽微な整備が必要なこともまた事実である。そのため、長期的な視野に立って計画を策定し、短期・中期・長期といった段階的な計画を進めていく必要がある。

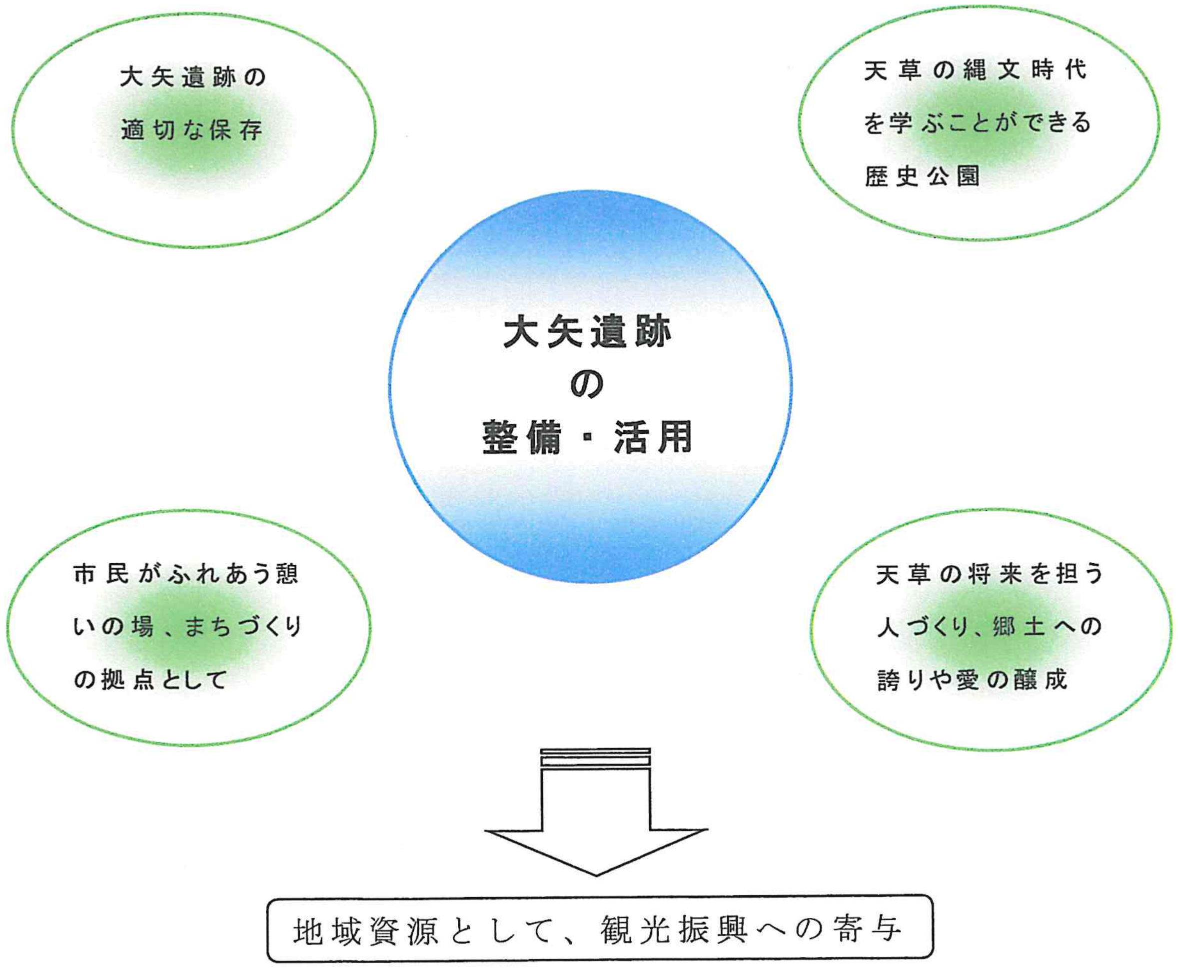

### （２）現状と課題

大矢遺跡は、遺跡の中心部付近に当たる一部分のみが史跡指定されているため、指定地周辺には遺跡本来の拡がりがある。現状において史跡管理上の課題は、史跡指定地の一部が公有地化されているのみであり、大半は民有地であることである。さらに、当初計画されていた「大矢遺跡史跡公園整備事業計画」が十分な説明も行われないまま自然消滅状態となり引き継がれていなかったことから、宙に浮いた状態となってしまった。そのような中、県史跡指定及び一部公有地化後２０年が経過し、所有者の世代交代も進んだことから、市の方針、史跡管理のあり方そのものを問われることとなった。

前述のような状況であったため、県史跡指定地周辺に拡がる埋蔵文化財包蔵地においても、本来包蔵地部分の追加指定等の措置により保存していくべき遺跡である大矢遺跡そのものに対する一貫した方針を欠き、開発行為等に対して、指定地内と埋蔵文化財包蔵地内の取り扱いの違いを住民が混同してしまうなど遺跡保存について住民と乖離した事態ともなった。

大矢遺跡所在地は住宅街として土地利用されており、遺跡の本質的価値を損なうことなく次世代に継承するためには、開発行為と適切な調整を図り、指定地を含む大矢遺跡全体の適切な保存管理と活用、積極的な周知化を図るよう努める必要がある。あわせて、天草の縄文時代を代表する遺跡の一つであり、歴史学習やまちづくり、観光振興等に寄与する地域資源として公開活用するため、その実現に向けた整備基本構想が必要である。

将来的な整備のためには、まず、現指定地の公有地化が前提である。公有地化がなければ整備できないのは当然のことであるが、現指定地は周辺を個人所有地に囲まれており、指定地内への進入路は里道しかない。そのため、指定地への進入路の確保も必要である。さらに、遺跡の保存と活用の両面を満たす最も有効な整備として歴史公園が考えられるが、現指定地のみでは大矢遺跡の内容、構造を把握しているとは言い難く、整備を行う際に必要な遺跡の情報、面積としても不十分である。また、整備上、原則的には史跡指定地内に建築物や工作物を設置することは避けなければならないため、ガイダンス施設等の整備を構想する場合は、史跡指定地以外の用地確保も必要となる。大矢遺跡の内容、構造、範囲の確認を目的とした埋蔵文化財確認調査を計画的に実施しつつ、追加指定等と公有地化を進めながら遺跡の保存を確実に実行する。このことを実現するためには地域住民の理解と協力を得ること、大矢遺跡自体の認知度を高める必要があるので、地域への説明会等はもちろんのこと、遺跡へのアクセスのための道路案内看板の整備、駐車場の確保、現地説明板の充実が求められる。周知の手法として、出土遺物を活用した展

示、展覧会活動、学校等への出前授業による教育普及、講演会やシンポジウム等も有効であるので、計画的に実施していかなければならない。

並行して、大矢遺跡の歴史的重要性、天草の縄文時代遺跡の特徴と地域性をより明確にするため、天草の関連縄文時代遺跡の調査を進め、「天草の縄文時代遺跡群（仮）」として評価することで、大矢遺跡を含めた天草の縄文時代遺跡の価値を高めつつ、上位指定である国史跡の指定を目指して取り組むことが望ましい。

これらの調査や遺跡保存の取り組み等を計画的に進めるための予算措置が必要であり、市の財政的な負担も増大することから、県や国補助金等の活用を視野に入れつつ、市財政当局と協議を行い、適切な予算措置と計画的な実行、成果の公表を行う必要がある。

## 2．整備・活用の基本方針

整備活用の詳細については整備計画を別に定める。遺跡の土地利用現況を考慮した際、現地にガイダンス施設や便益施設を建築または設置するなどの整備事業は、現状で極めて困難な状況にある。そのため、現時点では遺跡情報の提供充実等、最低限度の整備を短期的整備計画として目標設定し、国史跡指定に合わせた史跡指定範囲の拡大及び公有地化によって実現可能となる長期的整備計画という二側面の段階的な計画が必要である。

大矢遺跡の今後の整備管理については、以下のとおり段階的な計画を基本方針とする。

| 段階 | 計画（年次） | 内　　　容 |
| --- | --- | --- |
| 第1段階 | 短期計画（5年）<br>平成28年度～<br>平成32年度 | ・県史跡指定地の公有地化。土地所有者との交渉で、購入準備が整った場所から購入する。購入に際しては、熊本県文化財整備補助金の活用を図る。<br>・道路案内板、現地説明板の見直しと充実<br>・駐車場の確保<br>・遺跡パンフレット、ガイドマップ作成等の周知活動<br>・出土遺物の展示活用 |
| 第2段階 | 中期計画（10年）<br>平成33年度～<br>平成42年度 | ・遺跡の範囲及び内容把握を目的とした確認調査の実施。<br>・調査成果に基づく、史跡の追加指定。<br>・関連縄文時代遺跡の確認調査（沖の原遺跡、一尾貝塚、浜ノ洲遺跡、椎の木崎遺跡等）。<br>・出土遺物の展示活用。<br>・講座、講演会、シンポジウム等の開催、学校への出前授業。<br>・「天草の縄文時代遺跡群（仮称）」の国史跡指定意見具申。 |
| | 長期計画（30年）<br>平成43年度～<br>平成72年度 | ・遺跡の範囲及び内容把握を目的とした確認調査の実施。<br>・関連縄文時代遺跡の確認調査（沖の原遺跡、一尾貝塚、浜ノ洲遺跡、椎の木崎遺跡等）。<br>・出土遺物の展示活用。<br>・講座、講演会、シンポジウム等の開催、学校への出前授業。<br>・指定地の公有地化。<br>・「天草の縄文時代遺跡群（仮称）」保存活用計画の策定<br>・「天草の縄文時代遺跡群（仮称）」整備活用計画の策定。<br>・史跡整備事業の実施。 |

# 第５章

# 運営・体制の整備

# 第５章　運営・体制の整備

## １．基本方針

大矢遺跡の保存管理は、所有者あるいは管理者によりそれぞれ適切な保存管理を行うことを基本とする。将来的には、天草市を中心とした維持管理や公開活用事業の充実を図るため、多様な形での遺跡の保存活用の活動が広がるよう体制整備に取り組むものとする。

○遺跡の保存管理は、文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、天草市と所有者等により十分に意思の疎通を図りながら行うものとする。

○本市では、文化財保護業務の担当部署である観光文化部文化課において大矢遺跡に関する保存管理業務の全般を担当し、さらに専門家で組織する指導助言組織の設置や庁内関係部署との連携体制の構築を図るなど、遺跡の保存活用業務全般について適切な体制を整えるものとする。

○大矢遺跡に対する理解を促し、深めるため、市民参画による遺跡の保存活用に取り組む。

## ２．現状と課題

天草市における文化財保護担当部局は、天草市観光文化部文化課である。平成 18 年 3 月 27 日天草市発足後、天草市教育委員会文化課で担当してきたが、平成 25 年 4 月の市組織機構改革によって文化課は教育委員会部局より市長部局へ移り、現体制となった。これは、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）に基づき地方公共団体の長より教育委員会へ事務委任された文化財に関する事務を、平成 20 年 4 月 1 日より施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 97 号）」（以下「改正法」という。）に伴う組織機構改革の中で、教育委員会から補助執行という形で市長部局に事務執行させる形態である。改正法では文化財の保護に関することは除外されていたが、天草市においては「文化財保護・管理に関すること」ほか５項目を天草市教育委員会規則で定め（平成 25 年 3 月 25 日教育委員会規則第 2 号）、補助執行の根拠とした。教育委員会から「観光文化」ということなので、活用面の強化を想定した組織機構改革である。このため、市役所組織内における部内連携において観光担当部署との連携・協力を図りやすくなり、

遺跡の周知等に対しては、これまでより、一定の向上が見込める体制となった。

県史跡の保存管理を担う基礎自治体である天草市は、県史跡の保存を担保し、適切な管理を実行しつつ、周知を推進して地域住民や土地所有者及び関係者の理解を深め、官民協働で保存と活用を両立していくための方策と、実行できる組織体制を構築しなければならない。

本格的な整備計画の策定及び実施を見据え、かつ、県史跡の現況を考慮した場合に、第4章第1節（2）で述べたように、国史跡指定が必要となる。その取り組みを達成するには、本書に定めた遺跡の保存管理を適切に図りつつ調査研究を進めることが求められ、外部有識者・専門家による専門調査指導委員会を設置し、大矢遺跡の調査と保存の両面において整合性が図れるよう、指導委員会に諮りながら計画的に進める必要がある。調査事業と周知啓発等の活動等も含め、文化財保護行政担当部署での事務・事業量も飛躍的に増加する。本市が行っているその他文化財関係事業と合わせ、円滑に事業推進、実行していくため、文化財専門職員数の確保及び計画的な増員と組織体制の整備・充実が必要である。

これらを実現可能にするためには、予算措置が課題となる。本計画書、そして中・長期的計画と今後策定される整備計画に基づき適切に実行されるように、補助金等の活用も視野に入れ、予算措置を行わなければならない。

## ３．体制整備の方針

### (1)天草市教育委員会

天草市では、大矢遺跡の保存管理業務並びに文化財保護行政全般について、平成27年9月現在、市観光文化部文化課文化振興係において、埋蔵文化財包蔵地照会、予備調査、開発行為との調整、埋蔵文化財発掘調査、公有化の手続き、公有化済みの土地の日常的な管理などを担っている。

今後は、適切な保存管理と将来的な上位指定、整備事業の推進等の実施を見据え、土地の所有者や事業者、都市計画課をはじめとする庁内関係各課との連携が円滑に図れるよう体制を見直し、専門セクションを設置するなど体制強化を図るものとする。

### (2)専門家指導体制

大矢遺跡に関する専門家指導体制としては、現在、大矢遺跡保存管理計画策定検討委員会がある。本組織については、計画書策定完了までとなっているため、今後は（仮称）大矢遺跡調査指導委員会を新たに組織し、今後の調査や上位指定に向けた取り組みについて専門家の視点から指導・助言を得て推進するための体制整備を行う。

# 第６章

# 今後の取り組みと課題

# 第６章　今後の取り組みと課題

## １．遺跡の周知化の取り組み

大矢遺跡の周知化の取り組みについては、遺跡の理解と保存において重要な意味を持つ。天草市（旧本渡市）では、これまで出土遺物を活用した展覧会事業を開催するなど、周知化の取り組みを行ってきた。以下、これまでの取り組み状況を振り返りつつ、今後の基本的方針を示す。

### （１）周知化の取り組み状況

大矢遺跡に関してこれまで行われた周知化の取り組み状況は、以下のとおりである。

| 名称 | 場所 | 期間 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第3回熊本県民文化祭あまくさ’90「古代文化とのふれあい」 | 旧天草会館・本渡市立歴史民俗資料館 | 平成2年 | 展示期間中、関連イベントとして国際シンポジウム「西日本、熊本、天草の縄文文化と大陸文化について」を開催。 |
| 出土遺物展示活用 | 本渡市立歴史民俗資料館 | 平成2年～ | 県民文化祭後、常設展示化 |
| 企画展「大矢遺跡展」 | 本渡市立歴史民俗資料館 | 平成3年 | |
| 大矢遺跡現地説明会 | 大矢遺跡 | 平成4年 | 第2次調査実施時 |
| 史跡説明板設置 | 大矢遺跡（史跡指定地内） | 平成7年 | 県史跡指定時 |
| 史跡道路案内板設置 | 市道茂木根・舟の尾線 | 平成7～9年 | 天草広域圏協議会設置 |
| 市ホームページ上での文化財紹介 | 天草市ホームページ | 平成19年 | 県指定史跡紹介 |
| 常設展示内容の変更 | 天草市立本渡歴史民俗資料館 | 平成22年 | |
| 特別展「天草の遺跡展」 | 天草市立本渡歴史民俗資料館 | 平成25年 | 大矢遺跡の解説、出土遺物一部展示 |
| 山陰の黎明－縄文のムラと暮らし－ | 島根県立古代出雲歴史博物館 | 平成25年10/4～12/1 | 出土遺物（県指定品の一部）貸出 |

（２）今後の取り組みについて

①市ホームページ等を活用した遺跡情報の発信

現在、天草市ホームページ上で市域の指定文化財を紹介しており、大矢遺跡も県史跡として紹介している。今後、内容の検討・見直しを行い、遺跡情報の充実を図るとともに、遺跡へのルート、所在地情報も盛り込み、史跡地へのアクセスに必要な情報が得られる手段とする。

②現地説明板・道路案内板の整備

大矢遺跡では、県史跡指定後、県史跡指定地内に説明板を整備している。今後、内容の検討や見直しを行い、遺跡情報の充実を図る。さらに、出土品の展示活用や遺跡の詳細情報を得ることができる場所として、遺跡から最も近い公立博物館施設である天草市立本渡歴史民俗資料館を活用できることから、現地説明板に出土品の展示活用情報と同館の所在地及びアクセス情報も盛り込むなど見学・来訪者への配慮を意図した内容とする。

また、遺跡の現状として住宅地の中に所在していることから、所在地がわかりにくいといった課題も抱えている。そのため、道路案内の表示見直し、追加を計画的に実施する。

③市博物館施設における出土遺物の活用

大矢遺跡近傍では、現状でガイダンス的施設を設置するには性急すぎ、土地利用状況においても現実的に困難な状況である。そのため、当面は遺跡から最も近い既存博物館施設である天草市立本渡歴史民俗資料館を大矢遺跡の遺跡博物館として位置づけ、同館と協力連携して大矢遺跡を取り扱った特別展や企画展などの展覧会事業を計画・開催する。また、平成2年以降同館では大矢遺跡出土品の一部が常設展示されているが、質・量ともに乏しい状況である。現在の常設展示内容を充実させ、遺跡の内容を詳細に、かつわかりやすく伝えるものとする。

④市外への周知～“出前特別展事業”～

大矢遺跡出土品を活用した博物館での展覧会事業を計画し、展示テーマ・展示構成・展示品及び解説パネル・シンポジウム又は講演会等の企画内容を、天草市がパッケージ化して市外の博物館で開催する。実施形態としては各施設との個別交渉が想定されるが、県単位での広域巡回展形式も想定される。

### ⑤シンポジウム・講演会・各種講座の開催

大矢遺跡をテーマとしたもの、また、関連して縄文時代関係の市民シンポジウムを開催して遺跡の認知度向上を図り、かつ、遺跡の価値を伝える。講演会や各種講座に関しては、博物館施設の展覧会事業関連イベントでの開催が実施しやすいが、単独事業としても行うなど、幅広く検討する。また、地元公民館や生涯学習の一環として開催される講座等への積極的な働きかけを行い、市民へ伝える機会を多様に持つことを念頭に置き、事業展開する。

### ⑥出前授業の実施と展開

遺跡とその価値を守り伝えるためには、次世代を担う子供たちへの継承が重要な意味を持つ。そのため、学校との連携・協力を図り、出土遺物を活用した出前授業の開催を行い、子供たちに遺跡や遺物を身近なものとして感じさせるとともに、自らの郷土に素晴らしい歴史と遺跡がある、そのことを知る機会となるよう実施する。基本的には、市域でも地元本渡地域を中心に実施し、段階的に市内全域を対象として伝えることができるよう努める。

### ⑦観光施策との連携

文化財の活用がさけばれる中、遺跡はその土地に根ざした特有のもの、その土地の歴史・風土を象徴するものとして、地域固有の資源・観光資源として捉えられ、活用においてまちづくりの核となる事例や観光部署との連携が進んでいる。

豊かな山海の恵みと風光明媚な自然景観を有する天草では、昭和初期の国立公園運動以降、一貫して観光地化・観光施策を主要事業として位置づけ、展開されてきた。平成18年の広域市町合併を経て誕生した天草市においてもその方向性は継続され、「日本の宝島“天草”」の理念の下、各種観光施策が行われている。また、各小学校単位で設置された地区振興会では、地域振興の取り組みの一環として、独自で制作した地域ガイドマップを配布しているところもある。大矢遺跡においても、観光マップや地域ガイドマップに遺跡情報の掲載を依頼し、市内外で広く遺跡の存在を周知できるよう観光担当部署や外部団体等との協力体制を構築する。

## 2．「天草の縄文時代遺跡群（仮称）」の取り組みについて

大矢遺跡の将来的な整備活用と国史跡指定の実現に向けた取り組みの基本的な考え方について、以下のとおりとする。

### ①現指定地の公有地化

現在の県史跡指定地の保存を確実なものとするため、公有地化を最優先に実施する。公有地化は平成28年度から開始し、平成32年度までの完了を目指す。

### ②指定地の範囲拡大（追加指定）

指定地の範囲拡大（追加指定）については、国史跡指定段階に位置づけて行うことを前提とするが、大矢遺跡埋蔵文化財包蔵地において、開発行為等により遺跡の保存が困難な状況に陥った場合は、熊本県教育委員会と協議し、必要に応じ、順次追加指定と公有地化も考慮する。

### ③国史跡指定への取り組み

県史跡指定地の公有地化に伴い、上位指定である国史跡指定を目指し、埋蔵文化財調査と周知活動を開始する。

国史跡指定に向けては、大矢遺跡の範囲確定、遺跡内容及び構造把握のための発掘調査を実施する必要があるが、天草には大矢遺跡に匹敵する縄文時代遺跡として沖の原遺跡、一尾貝塚、椎の木崎遺跡、浜ノ洲遺跡が存在し、また、今後上記遺跡に匹敵する重要遺跡が新たに発見されることも十分想定される。これら遺跡を包括的に取り扱うことによって、天草地域における縄文時代の様相把握が可能となり、ひいては大矢遺跡の価値をさらに高め、国史跡の評価まで引き上げることが可能になると考えられる。

このことから、大矢遺跡を含めた縄文時代遺跡群の調査等を継続して実施し、「天草の縄文時代遺跡群（仮称）」として国史跡指定を目指し取り組むこととする。

なお、この取り組みについては、天草市において調査指導委員会を設置し、文化庁・熊本県教育委員会も含め指導・助言を仰ぎながら進める。調査指導委員会の構成については、熊本県教育委員会と協議する。

### ④遺跡の周知活動

公有地化と並行して、遺跡の周知啓発活動を行う。

# 附編　関係資料

## 【参考】熊本県文化財保護条例施行規則第10号様式

別記第10号様式

年　月　日

熊本県教育委員会　　　様

申請者　住　所

（届出者）氏　名　　　　印

文化財現状変更等　許可申請書 / 届

下記のとおり現状変更等をしたいので、許可されるよう申請します。（お届けします。）

記

1 種別、名称及び員数
2 指定書の記号番号
3 指定年月日
4 文化財の所在の場所
5 所在者の氏名又は名称及び住所
6 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
7 現状変更等を必要とする理由
8 現状変更等の内容及び方法
9 施工者の氏名、住所及び略歴
10 施工予定期間
11 現状変更等に要する経費
12 その他参考となるべき事項

添付書類

1 現状変更等の仕様書(設計図)
2 現状変更等をしようとする箇所の写真及び見取図
3 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書
4 権原に基づく占有者がある場合において、申請者が占有者以外の者である場合は、占有者の同意書
5 管理責任者がある場合において、申請者が管理責任者以外の者である場合は、管理責任者の同意書
6 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料がある場合はその資料

## 【参考】熊本県文化財保護条例施行規則第9号様式

別記第9号様式

年　月　日

熊本県教育委員会　　　　様

住　所

氏　名　　　　　印

文化財現状変更等(修理)完了報告書

下記のとおり(　　　　　　　　　　)が完了したので報告します。

記

1　種別、名称及び員数

2　指定書の記号番号

3　指定年月日

4　文化財の所在の場所

5　所有者の氏名又は名称及び住所

6　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

7　現状変更等(修理)の内容

8　施工者の氏名、住所及び略歴

9　施工実施期間

10　現状変更等(修理)に要した経費

11　その他参考となるべき事項

添付書類

1　現状変更等(修理)竣工報告書

2　現状変更等(修理)した箇所の写真及び見取図

# 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（抜粋）

庁保記第75号平成10年9月29日
各都道府県教育長あて文化庁次長通知

一　基本的事項

（一）　埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

（二）　埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

（四）　関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

（六）　広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

二　埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

（一）　地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。

このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、（中略）埋蔵文化財の保護については、人的な体制

とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

（二） 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。

このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

（三） 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、（中略）重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差違を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。（中略）

このため、各都道府県においては、（中略）保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

三 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。（以下省略）

（一） 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

（二） 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

[1] 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

[2] 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。

[3]　埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。

四　埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

（一）　埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の　一)に示す原則に則しつつ、（中略）地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において一定の基準を定めることが望ましい。（以下省略）

一)　埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

[1]　おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とする。

[2]　近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができる。

[3]　近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができる。

（二）　埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。（以下省略）

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。前記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

（三）　周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

前記（二）により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの

地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配付等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

五　試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、（中略）のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の六(三)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査(地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査)、確認調査(埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査)を行うことが必要である。

各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。（以下省略）

八　発掘調査成果の活用等による保護の推進

（一）　埋蔵文化財の保護については、広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成九年八月一三日付け庁保記第一八二号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。

（二）　発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

## 九州地区埋蔵文化財発掘調査基準（抜粋）

埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会
平成8年8月8日施行
（平成23年8月25日第5次改正）

（目的）

第1条　本基準は、九州地区における埋蔵文化財の発掘調査（以下「発掘調査」という。）について必要な事項を定めることにより、発掘調査の適正化を図ることを目的とする。

（適用対象等）

第2条　本基準は、各種開発事業に伴い九州各県、政令指定都市（以下「自治体等」という。）が実施する発掘調査について適用する。

2　九州地区の市町村は、当該市町村が実施する発掘調査についても本基準を適用することが望ましい。

（発掘基準の基本方針）

第4条　発掘調査の基本方針は、次のとおりとする。

（1）埋蔵文化財所在状況の把握と周知徹底

埋蔵文化財包蔵地の範囲、性格等を明示した遺跡台帳及び遺跡地図については、詳細分布調査、予備調査等を活用して精度を高めるとともに、その内容について開発事業者等への周知徹底に努める。

（2）埋蔵文化財の保存措置

埋蔵文化財は、後世に継承していくべきものであるという認識に立ち、開発事業との調整に当たっては可能な限り保存措置が講じられるよう努めるとともに、発掘調査後の遺跡の取り扱いについても、発掘調査結果を検討し適切な措置を行う。また、遺物等の取り扱いについても、保管・活用に備えた適切な措置を行う。

（3）開発事業の把握と調整

埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性のある各種開発事業計画については、その早期把握に努めるとともに、埋蔵文化財保護のための調整を十分に行い、（以下省略）

（4）埋蔵文化財調査体制の整備と資質向上

発掘調査その他の埋蔵文化財行政を円滑に進めるため、自治体等に専門職員を配置するとともに市町村教育委員会に専門職員を配置することを促進して、文化財の保護及び調査体制を充実させるとともに、研修等を通じてその資質向上を図る。

（調査基準）

第６条　開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いについては、別紙４に定める調査基準によるものとする。

【別紙４】

# 調査基準

１　基本事項

(1)　埋蔵文化財として取り扱う範囲については、近現代までの遺跡を対象に、その重要性等に応じて判断する。

(2)　埋蔵文化財の取り扱いを判断するに当たっては、その現状を把握するための予備調査を実施する。

(3)　工事による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合は、本調査等を実施する。

(4)　恒久的な建築物を建築する場合は、本調査等の対象とする。

(5)　道路その他の恒久的な工作物を設置する場合は、本調査等の対象とする。

(6)　盛土、一時的な工作物の設置等により埋蔵文化財に影響が及ぶ恐れがある場合は、本調査等を実施する。なお、盛土については、厚さが遺物包含層又は遺構確認面からおおむね2mを超える場合は、本調査等を実施する。

(7)　開発等により周知の埋蔵文化財包蔵地以外で遺跡が発見された場合は、開発事業者と速やかに協議を持ち、発掘調査等を含む対策を講じる。

(9)　史跡として将来保存活用が考えられる重要な遺跡については、発掘調査を含む十分な保存措置を講じる。

# 平成27年度天草市地域防災計画書（抜粋）

第2章 災害予防計画

第6節 文化財災害予防計画（観光文化部）

現在、全国的に文化財の災害の原因別でいうと、火災、風水害、地震によるものが挙げられるが、その中で最も多いのは火災によるものである。特に、有形文化財にあっては、木質、紙質及び布質等が多いので、火災により被害を受けることが多いため、下記のとおり文化財の予防対策を実施する。

1 講習会の開催等 次により防災思想の普及を図る。

(1) 文化財講習会を開催し、関係者の文化財保護に対する認識を高める。

(2) 市教育委員会と警察、消防機関及び所有者との連携を密にし、防災について指導する。

(3) 所有者に対し、保存の方法について指導する。

2 防火対策 文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し、次のとおり措置するよう指導する。

(1) 防火管理体制の確立管理団体である市において防火計画を樹立し、これに基づき防火訓練、防火講習会、又は研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。

(2) 環境の整理整頓防火体制と保護活用の両面から、防火を主体とした文化財の整理整頓を実施する。

(3) 火気使用の制限 火気の使用は一定の場所を定め、十分な監視を行い、催し、会合その他臨時の火気使用は防火管理者の承諾を得て行うよう規制する。なお、火気禁止の立札を立てる場合は、消防署長の協力を求め、その名において立てることとする。

(4) 火災危険の早期発見と改善等火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。なお、建造物の防火施設としては、次の設備を整備するよう指導する。

① 消火設備 ア 消火器及び簡易消火用具 イ 屋内消火栓設備 ウ 屋外消火栓設備 エ 放水銃 オ スプリンクラー設備 カ ドレンチャー設備 キ 動力消防ポンプ設備

② 警報設備 ア 自動火災報知設備 イ 電気火災警報設備 ウ 消防機関へ通報する設備 エ 非常警報器具又は非常警報設備

③ その他の設備 ア 避雷設備 イ 消防用水 ウ 消防進入道路 エ 防火塀、防火帯 オ 防火壁、防火戸

参考文献等

・本渡市教育委員会 1993『大矢遺跡調査概報』
・天草市教育委員会 2007『大矢遺跡』天草市文化財調査報告書第1集
・五和町教育委員会 1984『沖の原遺跡』
・五和町教育委員会 2000『一尾貝塚』
・牛深市教育委員会 1989『椎の木崎遺跡試掘調査報告書』
・本渡市 1991『本渡市史』
・五和町 2002『五和町史』
・栖本町 2006『栖本町誌』
・大分市教育委員会 2014『史跡大友氏遺跡保存管理計画書』
・天草市教育委員会 2012『史跡棚底城跡保存管理計画書』
・山崎純男 1972「天草地方始原文化の一側面－本渡市大矢遺跡出土の石器類を中心に－」『熊本史学』第40号、熊本史学会
・山崎純男 2012「西日本における蛇の装飾」『尖石縄文考古館開館 10周年記念論文集』P54-77、茅野市尖石縄文考古館
・山崎純男 2013「足形土器の祖形と展開」『高橋信武退職記念論集　先史学・考古学研究と地域・社会・文化論』P61-81、高橋信武退職記念論集刊行会
・山崎純男 2014「熊本県頭地下手遺跡出土の擦切石斧について」『頭地下手遺跡（第一分冊)』熊本県文化財調査報告第297集、熊本県教育委員会
・文化庁文化財部記念物課 2005『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－Ⅰ　総説編・資料編』
・『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について』(庁保記第75号、平成10年9月29日、各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知)
・埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会 2011『九州地区埋蔵文化財発掘調査基準』
・熊本県教育委員会・熊本県市町村文化財担当者連絡協議会 2007『熊本マニュアルⅠ　埋蔵文化財の周知から保管・活用までの手引き（記録保存調査版)』
・天草市 2015『第2次天草市総合計画　平成27年度～平成34年度』
・天草市観光文化部文化課 2015『第2次天草市文化振興計画』
・天草市 2014『天草市都市計画マスタープラン』
・天草市 2014『天草市地域防災計画書』

# 大矢遺跡保存活用計画書

発　行　日　　平成 28 年 2 月 29 日
編集・発行　　天草市教育委員会
〒863-0048
熊本県天草市中村町 10-8-1
担当課：観光文化部文化課